

平成23年度 経済産業省委託

アジア拠点化立地推進調査等事業

## 貿易管理手続の電子化に関する調査報告書

平成24年1月

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

## 目 次

I. 本調査事業の概要	4
II. 韓国の貿易管理制度	6
1. 法的枠組み	6
(1) 対外貿易法	6
① 対外貿易法による制限等	7
② 物品等の規制	8
③ 地域規制	8
④ 非戦略物資の輸出入に係る承認機関	9
⑤ 戦略物資の輸出入に関する規制	9
(2) 関税法による制限等	12
① 輸出入禁止物品	12
② 税関長による具備要件の確認	12
(3) その他の法令による輸出入の制限	13
2. 規制措置の決定にあたっての関係行政機関間の調整	15
(1) 対外貿易法上の規制措置の決定	15
(2) 関税法上の規制措置の決定	16
3. 許可等申請手続きと添付書類	16
(1) 対外貿易法に基づく申請	16
① 非戦略物資	16
② 戦略物資等の輸出許可	17
③ 戦略物資の輸出に係る包括輸出許可	19
④ 戦略物資の再輸出許可、通過・積替許可、状況許可、仲介許可	21
⑤ 輸入目的確認書の発給及び国内通関証明書の発給	22
(2) 関税法に基づく輸出入申告	23
① 輸出申告	23
② 輸入申告	24
III. 韓国の貿易管理手続の電子化の現状	26
1. 電子政府の進展	26
2. 貿易関係手続の電子化	27
(1) 貿易業務自動化促進に関する法律	27
(2) e-Trade プラットフォームの構築と「電子貿易の促進に関する法律」	28
(3) 対外貿易法及び関税法上の規定	30
3. システム維持管理組織の概要	32
(1) 戦略物資管理院 (Kosti)	32

(2) Korea Trade Network (KTNET)	33
(3) Korea Logistics Network (KL-Net)	36
4. システムの概要	38
(1) YesTrade (Kosti)	38
(2) uTradeHub (KTNET)	42
(3) UNI-PASS (KCS：関税庁)	48
(4) KL-NETのシステム	50
(5) 各システムの連携	52
IV. 申請手続きに係る日・韓比較	53
1. 法的枠組み	53
2. 管理体系	53
3. 添付書類	55
(1) 日本の場合	55
(2) 韓国の場合	56
4. 申請に必要な項目	59
(1) 書面申請での項目比較	59
(2) 電子申請の場合の項目比較	61
V. まとめ	64
1. 法体系	64
2. 電子申請手続きの義務化	64
3. 管理面での運用状況	65
4. 申請手続きを行うにあたっての相違点	65
(1) 添付書類	65
(2) 申請項目	65
5. その他	66
【参考文献等】	67

(注1) 本報告書で引用している韓国の法令等は参考訳のため、正確には原文をご参照ください。

(注2) 本報告書において参照している我が国法令等及びホームページについては、平成23年12月時点のものです。

## I. 本調査事業の概要

### 1. 目的

経済産業省が実施する貿易管理（Trade Control）については、2010年2月21日に申請手続きを電子的に行うためのシステムである「貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS：Japan Electronic open network TRAdE control System）」が全面的に改修され、我が国のシングルウィンドウの基幹をなす「輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS：Nippon Automated Cargo and port Consolidated System）」の貿易管理サブシステムとして統合されたことにより貿易管理手続きの電子化のプラットフォームが整備され、24時間365日の電子申請の受付等、従来よりも格段に利便性が高まった。これに伴い、貿易管理手続きの電子化は新たな段階に入ったが、現状の電子申請様式は書面申請様式を基に設計され、書面申請と同様の添付書類の提出を求めていることから、代表者押印のある添付書類をスキャナーで読み込んで添付する必要があるなど、必ずしも電子申請を前提とした最適な設計になっておらず、電子申請のメリットが十分活かされていない。

本調査は、貿易管理手続きの電子化で先行する韓国における国際条約を履行するための輸出入ライセンス申請手続きの電子申請様式を網羅的に調査し、対応する我が国の電子申請様式と比較して相違点を明らかにすることにより、今後の貿易管理手続きの電子申請様式の改善等に資することを目的とする。

### 2. 調査の範囲

調査の範囲は、国際条約等に基づき実施されている以下の貨物の輸出入管理手続き及び通関手続きとする。

#### (1) 国際レジーム

- ・ワッセナー・アレンジメント（WA：The Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technology）
- ・原子力供給国グループ（NSG：Nuclear Suppliers Group）
- ・オーストラリア・グループ（AG：Australia Group）
- ・ミサイル技術管理レジーム（MTCR：Missile Technology Control Regime）

#### (2) 国際条約

- ・モントリオール議定書（Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer）
- ・キンバリー・プロセス証明制度（Kimberley Process Certification Scheme）
- ・バーゼル条約（Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal）
- ・ワシントン条約（CITES：Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）
- ・ロッテルダム条約（The Rotterdam Convention on the Prior Informed

## Consent Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade)

### 3. 調査事項

- (1) 上記2.に掲げる国際条約等に基づく貿易管理義務の履行のため、
  - ① 韓国で実施されている貿易管理手段・手続き（許可、承認、事前確認、割当等）及びその法体系
  - ② 電子申請手続き（輸出入ライセンス申請手続き及び通関申告手続）の概要
  - ③ 電子申請で用いられている申請様式（XML）及び申請項目
  - ④ 輸出入ライセンス発給権者と各々の物資所管部との関係
  - ⑤ YesTrade、uTradeHub、UNIPASS 等関連システムのネットワーク概要
- (2) 電子申請の利便性を確保するために工夫

### 4. 現地調査の実施

本件調査の目的を達成するため平成24年1月19日～21の間、Korea Trade Network (KTNET) 社を訪問し情報交換及び情報収集を行った。

## II. 韓国の貿易管理制度

### 1. 法的枠組み

韓国の輸出入管理に関する基本法は「対外貿易法」であり、同法の下に運用原則を定めた大統領令である「対外貿易法施行令」が制定され、更に具体的な輸出入管理手続を定める知識經濟部告示（対外貿易法第12条に基づく統合公告、同法第26条に基づく戦略物資輸出入告示）の3層構造となっている。

対外貿易法以外では、「関税法」に基づく税関長による輸出入貨物に係る許可・承認等の要件具備の確認、原産地表示対象品目に係る原産地表示確認等のほか、通関制限としての輸出入の禁止等が定められている。

これらの法令以外でも、「薬事法」、「オゾン層保護のための特定物質の製造規制等に関する法律」、「化学兵器の禁止のための特定化学物質の製造・輸出入規制等に関する法律」、「麻薬法」、「銃砲・刀剣・火薬類等取締法」、「植物防疫法」、「文化財保護法」等の法律でも輸出入の規制を行っている。

#### (1) 対外貿易法

対外貿易法は、第1章「総則」、第2章「通商の振興」、第3章「輸出入の取引」、第3章の2「原産地の表示等」、第4章「輸入数量制限措置」、第5章「輸出入の秩序維持」、第6章「補則」及び第7章「罰則」で構成されており、本件調査の対象とする貿易管理措置については第3章（輸出入の制限）で規定されている。なお、第4章（輸入数量制限措置）は不公正取引等に伴う韓国の国内産業の保護を主目的として規定されているものであり、“まぐろ類の保護を目的とした漁獲量等の規制、貿易取引規制（輸入数量割当等）”の措置には直接触れていない。

また、第3章「輸出入の取引」は、第1節「輸出入の取引総則」、第2節「外貨獲得用原料・機材の輸入と購買等」、第3節「戦略物資の輸出入」、第4節「プラント輸出」で構成され、本調査の対象とする“国際レジーム、国際条約に基づく貿易管理手続き”については第1節及び第3節で規定されている。

韓国における貿易管理は基本的に知識經濟部（MKE: Ministry of Knowledge Economy）の所掌となっているが、原子力、武器、CWC（化学兵器の開発・生産・備蓄・使用の禁止及び廃棄に関する条約）、BWC（生物兵器及び毒素兵器の開発・生産・備蓄の禁止及び廃棄に関する条約）等一部の戦略物資等の輸出入管理については戦略物資輸出入告示第4条（許可機関）の規定に基づき他の関係行政機関が許可機関となっている。また、対外貿易法に基づく統合公告（対外貿易法第12条）及び戦略物資輸出入告示（同法第26条）は知識経済部長官が公布することとなっているが、関係行政機関の長は、物品等の輸出又は輸入を制限する目的で「輸出・輸入要領（法令、訓令、告示等）」を知識経済部長官との協議を経たうえで制定又は改正することができる。

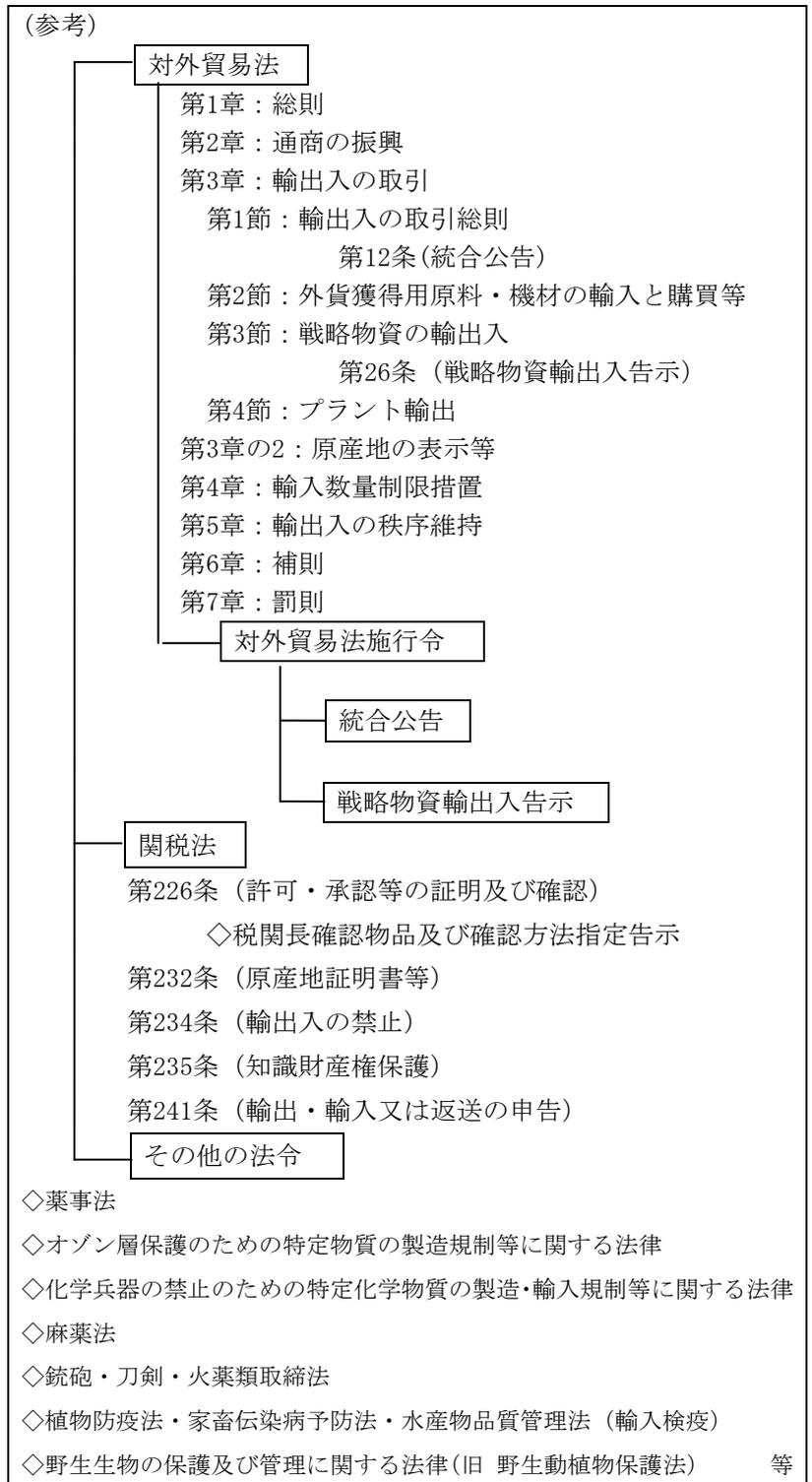
① 対外貿易法による制限等

韓国の貿易管理は自由かつ公正な貿易を原則としつつも、「憲法により締結・公布された貿易に関する条約と一般的に承認された国際法規に貿易を制限する規定がある場合には、その制限する目的を達成するために必要な最小限の範囲でこれを運営しなければならない（対外貿易法第3条）」とされ、「知識経済部長官は次のいずれか一つに該当する場合には、大統領令が定めるところにより物品等の輸出と輸入を制限し、又は禁止することができる（同法第5条）」としている。

- 一 我が国又は我が国の貿易相手国に戦争・事変又は天災地変があるとき
- 二 貿易相手国が条約と一般的に承認された国際法規で定めた我が国の権益を否認するとき
- 三 貿易相手国が我が国の貿易に対

して不当であり、又は差別的の負担若しくは制限を加えるとき

- 四 憲法により締結・公布された貿易に関する条約と一般的に承認された国際法規で定めた国際平和と安全維持等の義務を履行するために必要など



き

五 人間の生命・健康及び安全、動物と植物の生命及び健康、環境保全又は国内資源保護のために必要なとき

(参考資料1. 「対外貿易法」関連条項抜粋)

## ② 物品等の規制

対外貿易法第12条の規定に基づく知識経済部長官の「統合公告」で輸出入制限の対象となる物品等を定めている。

具体的には、別表1で「鯨肉」、「自然石」、「犬の生毛皮」などの輸出禁止品目を、別表2で「りんご」、「梨」、「天然石」、「珪砂」などの輸出制限品目を、別表3で「航空機用の空気タイヤの一部、航空機用のターボプロペラエンジンなど」の輸入制限品目を掲載している。

また、輸出手続の簡素化の観点から、同公告別表2の輸出制限品目の一部地域向け等については対外貿易法第52条（権限の委任・委託）の規定に基づき「韓国農林水産食品輸出入組合」、「韓国骨材協会」が承認機関として指定され、同様に別表3の輸入制限品目（航空機用の部品等）については「韓国航空宇宙産業振興協会」の承認を得れば輸入できるとされている。

(参考資料2. 輸出入公告)

(参考)

対外貿易法第52条第1項（権限の委任・委託）

この法による知識経済部長官の権限は、大統領令で定めるところによりその一部を所属機関の長、市・道知事に委任し、または関係行政機関の長、税関長、韓国銀行総裁、韓国輸出入銀行長、外国外換銀行の長その他大統領令が定める法人または団体に委託することができる。

## ③ 地域規制

一般的に地域規制はないが、対外貿易法第11条（輸出入の制限等）第4項で「知識経済部長官は、必要であると認められれば承認対象物品等の品目別数量・金額・規格及び輸出又は輸入地域等を限定することができる。」と規定しており、知識経済部長官が地域を限定する場合には公告しなければならないこととなっている（同条第5項）。

また、戦略物資の輸出入に関しては、規制物品等によっては対外貿易法第19条第1項にいう「多者間国際輸出統制体制」（ワッセナー体制、核供給国グループ、ミサイル技術統制体制、オーストラリア・グループ、化学兵器の開発・生産・備蓄・使用禁止及び廃棄に関する協約、細菌兵器(生物武器)及び毒素兵器の開発・生産・備蓄禁止及び廃棄に関する協約)のすべてに加盟している国家（「カ」地域）とそれ以外の国家（「ナ」地域）に区分して運用されている。

(参考) 「カ」地域（29か国）：

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、ベルギー、

カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ、ウクライナ

④ 非戦略物資の輸出入に係る承認機関

対外貿易法により規制されている戦略物資以外の物品等の輸出入については、対外貿易法第11条第2項及び第3項で知識経済部長官と規定されている。また、「外貨獲得用原料・機材の輸入と購買等」については同法施行令第24条第1項で、「プラント輸出」の承認についても同法施行令第50条で知識経済部長官と規定されており、後述する一部の戦略物資の輸出入許可等を除いては知識経済部長官が輸出入承認等を与えることとなっているが、対外貿易法第52条の規定に基づき、多くの場合は規制対象物品を所管する機関の長又は団体の長に権限委任が行われている。

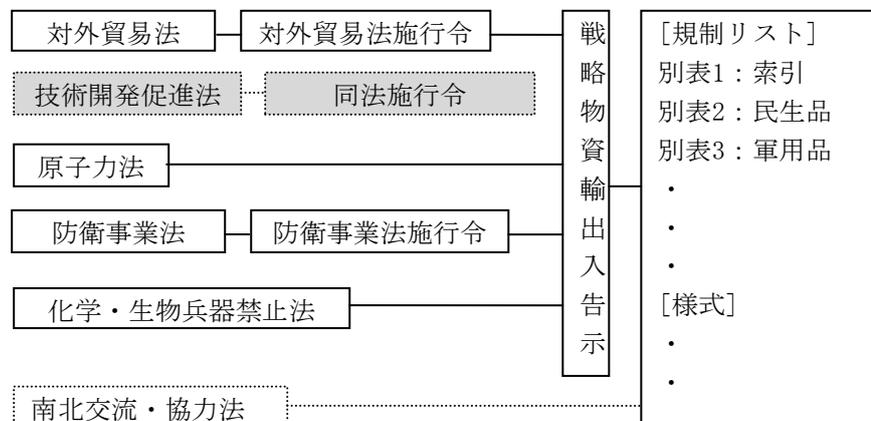
なお、関税法に基づく税関長の確認すべき品目に係る確認すべき要件は該当品目を所管する中央行政機関の長、地方自治体の長、公的機関及び指定された団体の長の輸出入承認書等に基づいて行うこととなっている。

(参考資料3. 「対外貿易法施行令」関連条項抜粋)

⑤ 戦略物資の輸出入に関する規制

対外貿易法第3章第3節で規定される戦略物資の輸出入規制については、同法第26条の規定に基づき知識経済部長官が「戦略物資輸出入告示」を公布しており、多者間国際輸出統制体制に基づく義務の履行のため、戦略物資の事前判定、輸出許可、対象地域、状況許可、仲介許可等に係る規定のほか、規制物品等のリスト、各種様式等を含む規制措置の詳細が定められており、当該告示を見れば戦略物資の輸出入に係る規制措置の実態を容易に把握することが可能となっている。

(参考) 韓国の戦略物資に関する輸出管理法体系



(注) 技術開発促進法及び同法施行令は戦略物資と戦略技術の

許可機関及び所管法が二元化していたため、2009年11月の告示の一部改正で一本化された。

(出典)「韓国の輸出管理制度について」日本サムスン株式会社

(参考資料4. 戦略物資輸出入告示(関連条項抜粋))

(i) 戦略物資の輸出入に係る許可の種類

戦略物資の輸出入に係る許可類型は戦略物資輸出入告示第3条で以下のとおり区分されており、その詳細は本報告書「3. 許可等申請手続きと添付書類」の項で記述する。

◇輸出許可

— 個別輸出許可

— 包括輸出許可

・ ・ 一般包括輸出許可

・ ・ 特定包括輸出許可

◇再輸出許可

◇仲介許可

◇状況許可

◇通過・積替許可

(ii) 許可機関

戦略物資の輸出入に関する許可機関及び輸入目的確認書の発給機関は戦略物資輸出入告示第4条及び第6条において以下のとおりとされている。なお、技術が戦略物資とともに輸出される場合は、当該技術についても当該戦略物資の輸出許可機関の長が輸出許可を行うこととなっている(同告示第4条第2項)。

また、「状況許可」は知識経済部長官が行うが、放射性同位元素の有機又は無機化合物、原子炉及び原子炉の部分品に関する状況許可は教育科学技術部長官が行うこととなっている(同告示第4条第3項)。

◇知識経済部長官

・ ・ 別表2(二重用途品目)のうち原子力専用品目(核物質、設備/装備)以外の品目(素材・化学物質・微生物・毒素、素材加工、電子、コンピュータ、情報通信及び情報保安、航法及び航空電子、海洋、航空宇宙及び推進)

・ ・ 別表3(軍用物資品目)のうち一般防衛産業物資

・ ・ 国防科学技術を除く技術

◇教育科学技術部長官

・ ・ 別表2(二重用途品目)のうち原子力専用品目(核物質、設備/装置)

◇防衛事業庁長

- ・別表3（軍用物資品目）のうち一般防衛産業物資を除く軍用物資品目
- ・別表2（二重用途品目）のうち輸入国政府が軍事目的に使用する場合
- ・国防科学技術

なお、対外貿易法第30条に基づき「戦略物資輸出入統制協議会」が設置されており、同法施行令第47条で同協議会の事項別委員長に次の関係行政機関の長がなり、所管事項別に協議会を招集できることとなっている。

◇教育科学技術部

教育科学技術部長官と知識経済部長官が共同で定めて告示する原子力専用品目の輸出入統制に関する事項

◇統一部

「南北交流協力に関する法律」に基づく搬出・搬入承認対象品目中戦略物資に関する事項及び南北交流・協力を影響を及ぼす事項

◇外交通商部

外交・通商交渉に影響を与える事項及び戦略物資の輸出入統制と関連された国際規範に関する事項

◇国防部

「防衛事業法」による放散物資・国防科学技術の輸出入統制に関する事項

◇知識経済部

「対外貿易法」による戦略物資（教育科学技術部長官と知識経済部長官が共同で定めて告示する原子力専用品目を除く。）の輸出入統制に関する事項

(iii) 事前判定機関

戦略物資の輸出入者は輸出又は輸入しようとする物品等が戦略物資に該当するか否かを原則として事前に自身で判断することとされており、そのためのツール及び必要情報が、対外貿易法第29条に基づき設立された戦略物資管理院（Kosti : Korea Strategic Trade Institute）から提供されている。

また、輸出入者は輸出又は輸入しようとする物品が戦略物資に該当するか否かについて知識経済部長官若しくは関係行政機関の長に対して判定を申請することができる。その際には戦略物資判定申請書に次の書類を添付することとされている（対外貿易法第20条、同法施行令第36条）。

- ・物品等の用途と性能を表示する書類
- ・物品等の技術的特性に関する書類
- ・その他戦略物資の判定に必要な書類であって知識経済部長官が定めて

## 告示する書類(※)

- (※)・ マニュアル、商品案内書又は仕様書など輸出品目の性能と用途及び輸出対象技術の内容を示す書類
- ・ 戦略物資の技術的特性明細書（別紙第5号書式）
- ・ その他、事前判定機関の長が必要と認める書類

また、知識経済部長官若しくは関係行政機関の長は、戦略物資管理院長又は大統領令で定める関連専門機関（原子力法第9条の5に基づく「韓国原子力統制技術院」）に判定を委任し、又は委託することができる（対外貿易法第20条第2項、同法施行令第37条）。

（参考）戦略物資管理院長の業務（対外貿易法第29条、同法施行令第47条）

1. 判定業務
2. 戦略物資輸出入管理情報システムの運営業務
3. 戦略物資の輸出入者に対する教育業務
4. その他大統領令で定める業務(※)

- (※)・ 戦略物資輸出入管理に関する調査・研究及び広報の支援業務
- ・ 戦略物資輸出入統制と関連された国際協力の支援業務
- ・ 戦略物資自律遵守貿易取引者の指定及び管理に関する支援
- ・ 戦略物資の判定及び通報に関して知識経済部長官が委託する業務

## (2) 関税法による制限等

### ① 輸出入禁止物品

関税法第234条では以下の物品等の輸入を禁止している。

- 一 憲法秩序を紊乱し、又は公共の安寧秩序又は風俗を害する書籍・刊行物・図画、映画・レコード・ビデオ・彫刻又はその他これに準ずる物品
- 二 政府の機密を漏洩し、又は諜報活動に使用される物品
- 三 貨幣・債券その他有価証券の偽造品・変造品又は模造品

また、同法第235条では商標、著作権法、種子産業法、特許法、デザイン保護法により保護されるべき知識財産権を侵害する物品の輸出入ができない旨を規定している。同様に、農産物品質管理法又は水産物品質管理法により登録され、又は条約・協定等により保護対象に指定された地理的表示権又は地理的表示を侵害するものの輸出入もできないと規定している。

### ② 税関長による具備要件の確認

関税法第226条第1項では、「輸出入をするとき、法令で定めるところにより許可・承認・表示又はその他の条件を備える必要がある物品は、税関長に

対してそれらの条件を具備していることを証明しなければならない」こととされており、同条第2項で、「通関をするとき、第1項の具備条件に対する税関長の確認が必要な輸出入物品に対しては、他の法令にかかわらず、その物品及び確認方法、確認手続、その他必要な事項を大統領令で定めるところによりあらかじめ公告する」こととなっている。

(参考資料5. 関税法(関係条項抜粋))

「関税法第226条の規定による税関長確認物品及び確認方法指定告示」は、総則(第1章)、条件を備えるための申請手続(第2章)、税関長の確認物品及び確認方法(第3章)、通関資料の提供(第4章)から構成され、第2章に規定する条件を備えるための申請手続は「通関ポータル」を利用して行うことを原則としている。また、確認対象物品及び確認方法は同告示の別表1及び別表2で定められている。

(参考資料6. 関税法第226条の規定による税関長確認物品及び確認方法指定告示)

なお、対外貿易法施行令第91条第4項により、以下の権限が知識経済部長官から税関長に委託されている。

- 一 対外貿易法第14条による輸出入承認免除の確認に関する権限
- 二 同法施行令第57条第4項による原産地表示の確認に関する権限
- 三 同法第33条第5項による輸入した物品等と関連書類の検査に関する権限
- 四 同法第33条第6項に該当する行為に対する是正措置命令又は課徴金賦課に関する権限
- 五 同法施行令第65条による原産地証明書の提出命令に関する権限
- 六 同法施行令第66条第2項及び第3項による原産地証明書発給業務のうち関税譲許を受けるための原産地証明書発給業務に関する権限
- 七 対外貿易法第59条第2項第2号及び第3号(同項第3号はこの項第3号の権限による場合のみ限定する)の者に対する同条第3号による過怠料の賦課・徴収に関する権限

また、対外貿易法施行令第91条第6項により、原産地表示方法に関する事項を定める権限、原産地表示方法の確認及び異議提起の処理に関する権限、原産地の事前判定及び異議提起の処理に関する権限、税関長に委託された事務に関する指揮・監督等の権限が関税庁長に委託されている。

### (3) その他の法令による輸出入の制限

対外貿易法及び関税法以外の法律によっても物品等の輸出入を制限する規定が存在することは既述のとおりであるが、関税法第226条の規定による税関長

確認物品及び確認方法指定告示第3条第2項第一号但し書きに基づき、以下の法令の適用を受ける物品は税関長が輸出要件（該当する物品等を所管する関係行政機関等の長による輸出入承認書・確認書等）を備えているかを確認することとなっている。

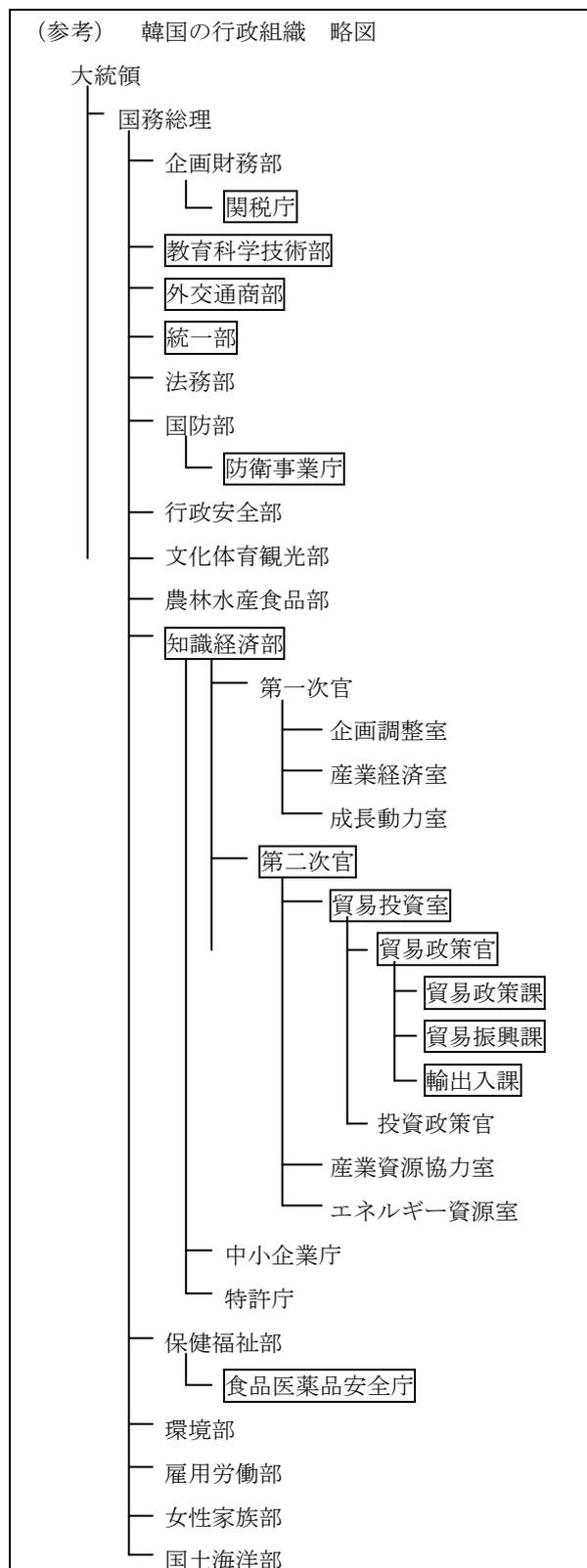
麻薬類管理に関する法律、植物防疫法、野生動植物保護法、銃砲・刀剣・火薬類等取締法、水産動物疾病管理法（旅行者が携帯搬入する場合に限る。）、家畜伝染病予防法、廃棄物の国家間移動及びその処理に関する法律、薬事法（食品医薬品安全庁長が定める誤・乱用の恐れがある医薬品に限る。但し、自宅治療の目的で処方箋を税関長に提出する場合はこの限りではない。）、食品衛生法（食品衛生法施行規則[別表4]第1号で定めた申告が必要とされない食品等は除く。）、通信秘密保護法、畜産物衛生管理法（但し、輸出された畜産物として再び搬入又は搬送される畜産物に限る。）

## 2. 規制措置の決定にあたっての関係行政機関間の調整

### (1) 対外貿易法上の規制措置の決定

対外貿易法第11条第1項で「知識経済部長官は、憲法により締結・公布された条約と一般的に承認された国際法規による義務の履行、生物資源の保護等のために必要であると認められれば、物品等の輸出または輸入を制限し、または禁止することができる。」とされているが、同法第6条第2項では「関係行政機関の長は、物品等の輸出または輸入を制限する法令若しくは訓令・告示等（輸出・輸入要領）を制定し、または改正しようとするときは、予め知識経済部長官と協議しなければならない。」とされており、関係行政機関の長が所管物品等に係る輸出入の制限・禁止対象品目及び規制内容を決定し得るも、その決定にあたっては知識経済部長官との協議が必要であり、最終的に知識経済部長官名で統合公告（対外貿易法第12条）及び戦略物資輸出入告示（同法第26条）が公布されることとなる。

なお、対外貿易法施行令第16条第4項では、「防衛産業用原料・機材、航空機及びその部分品、その他円滑な物資需給と科学技術の発展及び通商・産業政策上必要であると認めて知識経済部長官が当該品目を管掌する関係行政機関の長と協議を経て指定・告示する物品等」も輸出又は輸入の制限、又は禁止することができるようになっており、対外貿易法を所管する知識経済部長官も同部所管物資等の規制の



決定については他の関係行政機関の長との協議が義務付けられている。

## (2) 関税法上の規制措置の決定

関税法第234条（輸出入の禁止）及び第235条（知識財産権保護）により、輸出入が禁止される物品は他の行政機関の長との協議を経ることなく規定されている。

関税法第226条に基づく税関長確認物品及び確認方法については関税法第226条の規定による税関長確認物品及び確認方法指定告示の別表1及び別表2で対象物品及び確認事項が公表されており、その多くは対象物品を所管する中央行政機関の長、地方自治体・機関の長あるいは関係団体等の長が発給する許可書、確認書等に基づき具備条件を確認することは既述のとおりであるが、税関長の確認を要請しようとする機関の長は、関連法令・対象物品・対象物品別HSK10桁番号及び要請事由を関税庁長に提出することとされ（同告示第4条第1項）、確認要請機関（当該物品等の所管行政機関）の長の義務を規定している。

## 3. 許可等申請手続きと添付書類

### (1) 対外貿易法に基づく申請

#### ① 非戦略物資

対外貿易法第12条に基づく輸出入公告で公表された輸出禁止品目（別表1）、輸出制限品目（別表2）、輸入制限品目（別表3）を輸出又は輸入しようとする者は、対外貿易法第11条第2項に基づいて“知識経済部長官の承認”を得なければならないとされており、同法施行令第18条第1項で、申請者は“申請書”に“知識経済部長官が定める書類”を添付して知識経済部長官に提出しなければならないとされている。

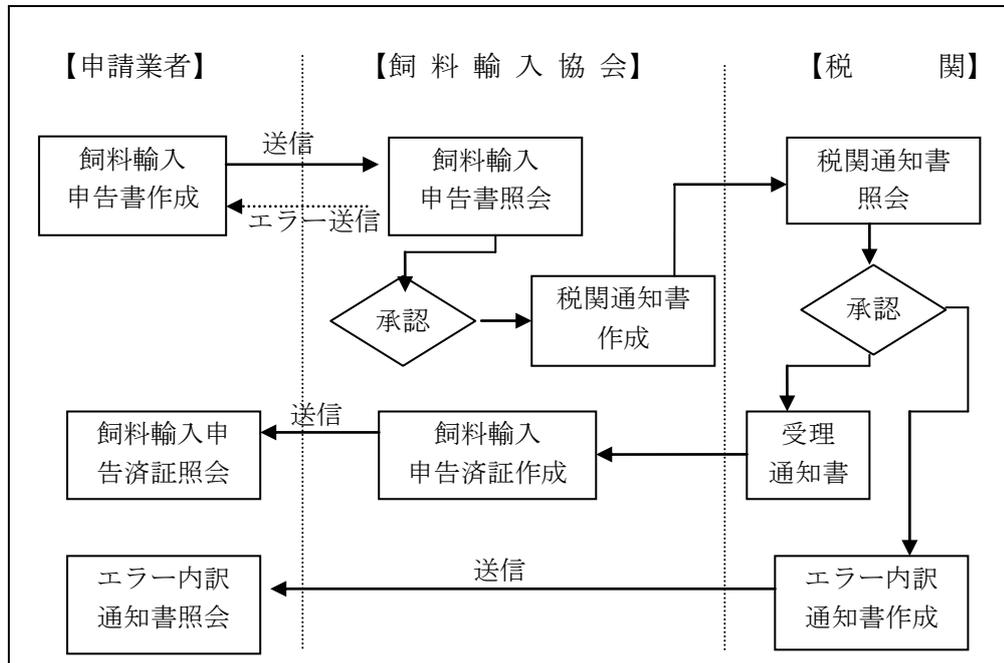
しかしながら、輸出入公告の輸出要領欄及び輸入要領欄には韓国農林水産食品輸出入組合（台湾地域に輸出されるリンゴ及び梨）、韓国骨材協会（硅砂分90%以下の天然砂及び砂利・大理石・碎石の輸出）、輸入制限品目の輸入については韓国航空宇宙産業振興協会が実際の承認機関とされており、また、既述のとおり多くの品目が「税関長の確認対象品目」となっていることから、これらの品目については対外貿易法及び関税法以外の法令等により輸出入許可手続き・必要添付書類等が規定されているものと思われる。

（参考資料7. 他の法令における輸出入の禁止・制限の例（関係条項抜粋））

KTNET 社によれば、同社が運営する uTradeHub と連携している“ASPLINE（輸出入関連機関電子申請システム）を通じて輸出入承認申請を行う場合には書類の添付は不要”とのことであった。ただし、契約内容、製品内訳に係る情報を入力する必要がある。

また、KTNET 社から入手した飼料の輸入に係るマニュアルによれば、その輸入

承認業務の概要は以下のとおり。



(注) 一申請業者が飼料輸入申告書を作成する（代行業者による作成も可能）。様式に直接入力することもでき、また、既存のデータの中から類似した内容をコピーして作成することも可能。  
 一協会では、各申請業者等が申請した飼料輸入申告書を照会し、エラーがある場合はエラー通知を行い、問題がなければ承認ボタンを押して税関通知書を作成し、税関に送付する。  
 一税関では税関通知書の内容に不備がなければ通関手続きを終えた後に通関の結果を協会に通知する。

(参考資料8. 韓国の飼料輸入に係る申請書式)

## ② 戦略物資等の輸出許可

### (i) 個別輸出許可

対外貿易法第19条第2項で、知識経済部長官が指定して告示した物品等を“輸出”しようとする者は、知識経済部長官“若しくは関係行政機関の長”の“許可”を受けなければならないと規定しており、許可申請にあたっては、戦略物資輸出入告示第20条で、別紙第1号書式による戦略物資輸出許可申請書に次の書類を添付して許可機関の長に提出することとなっている。

- 一 輸出信用状、輸出契約書、輸出価格契約書（意向書及びこれに準ずる書類を含む）のうちいずれか
- 二 別紙第5号書式による戦略物資の技術的特性明細書
- 三 マニュアル、商品案内書又は仕様書など輸出品目の性能や用途及び輸出対象技術の内容を示す書類
- 四 輸入国政府が発行する戦略物資輸入目的確認書又は別紙第2号書式

による最終荷受人陳述書

ただし、別表4の化学兵器禁止協約統制品目のうち三種化学物質を化学兵器禁止協約加入国以外の地域に輸出しようとする場合には輸入国政府が発行した確認書を提出しなければならない。

- 五 別紙第3号書式による輸出者誓約書
- 六 別紙第2号の2書式による最終使用者誓約書（最終使用者が2人以上の場合は最終使用者の数だけ提出）
- 七 その他、輸出許可機関の長が必要と認める書類

(ii) 技術のみの輸出

技術のみを輸出しようとする場合は、輸出契約を締結する前に別紙第1号書式による戦略物資輸出許可申請書に次の書類を添付して許可機関の長に提出しなければならない。

- 一 上記(i)の二～七までの書類
- 二 技術輸出契約書案（韓・英文）
- 三 別紙第1号の3書式による戦略物資輸出許可技術明細書

(iii) 原子力転用品目のうち核燃料等一部品目の輸出

原子力転用品目に該当する戦略物資のうち核燃料又は核物質、重水素又は重水素化合物、人造黒鉛、ニッケル粉末(純度99.9%以上)、核燃料物質製造用の還元剤又は酸化剤の輸出をしようとする者は、上記(i)で要求する書類の他に、「公認試験機関又は研究機関の代表者の署名がある成分表」を提出しなければならない。

(iv) 申請書類の一部免除

- a) 別表5（許可機関別所管品目）に定める知識経済部長官の許可対象品目を別表6の戦略物資輸出地域区分の「カ」地域に輸出しようとする場合は、上記(i)の一～六までの書類の提出が免除される。
- b) 技術のみの輸出(上記(ii))及び原子力転用品目の一部(上記(iii))について、事前判定の結果により戦略物資に該当すると判断された物品などの輸出については上記(i)の二又は三の書類提出が免除されるが、すでに提出済みの判定申請書類を確認可能な判定発給番号を許可申請書に記載しなければならない。
- c) 許可申請を行った輸出案件の輸入者、最終荷受人及び最終使用者が同一の場合は上記(i)の四の書類提出が免除される。
- d) 別表4の原子力供給国グループ関連の原子力転用品目及び二重用途品目を原子力供給国グループ参加国に輸出する場合は上記(i)の四～六の書類提出が免除される。
- e) 次のケースにおいては、上記(i)の四の輸入目的確認書又は最終荷受人陳

述書の提出が免除される。

ただし、技術のみの輸出の場合で許可を受けなければならない場合は適用されない。また、これらの理由で戦略物資を搬出した者は、当該品目の再搬入の事実を輸入申告受理日から30日以内に許可機関の長に別紙第21号書式により申告しなければならない。

- ・外国で修理又は再生した後に再搬入する目的で搬出する場合
- ・外国で開催される博覧会、見本市又は展示会などに出品する目的で搬出したものを再搬入することが条件の場合
- ・船舶又は航空会社が外国の支社に自社の船舶又は航空機の修理用部品及び部分品を輸出する場合
- ・その他、許可機関の長が必要と認める場合

(v) 輸出許可事項の変更申請

戦略物資輸出許可書の発給を受けた者がその輸出許可事項を変更しようとする場合は別紙第1号の6書式による戦略物資輸出許可事項変更申請書を該当許可機関の長に提出しなければならない。

ただし、技術のみを輸出する場合で次のいずれかに該当するときは技術輸出許可をあらためて申請しなければならない。

- 一 当該品目の最終目的地（国家）及び最終使用者の変更
- 二 当該品目の使用用途の変更
- 三 当該品目以外の統制番号が異なる技術の追加など

③ 戦略物資の輸出に係る包括輸出許可

(i) 一般包括輸出許可と特定包括輸出許可

一般包括輸出許可とは輸出許可機関の長が自律遵守貿易取引者に指定された輸出者に対し、別表6の「カ」地域への特定品目の輸出が国際平和及び安全の維持を阻害しないと認められるときに一定期間を定めて輸出を許可する制度である。

また、特定包括輸出許可とは自律遵守貿易取引者に指定された輸出者が別表6の「ナ」地域を目的地とする特定品目の輸出が同一輸入者に対して継続的に行われ、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を阻害しないと認められるときに一定期間を定めて輸出を許可する制度であり、いずれも当該一定期間中に発生する特定品目の輸出は輸出者の自主的判断により行える。

(参考) 自律遵守貿易取引者

自律遵守体制（貿易取引者が独立した輸出取引審査機構を備え、「戦略物資輸出管理業務に関する運営規定」により輸出取引を審査した後に輸出取引を拒否したり輸出許可機関の長に戦略物資事前判定及び輸出許可などを申請することができるよう支援する一連の手続き及び制度）

を構築・運営しようとする者は、別紙第13号書式による自律遵守貿易取引者指定申請書に次の書類を添付して知識経済部長官に申請することができる。

- 一 別紙第14号書式による会社紹介書
- 二 自律輸出管理機構の組織図
- 三 自律輸出管理規定

自律遵守貿易取引者に指定されると包括輸出許可申請資格が付与されるのをはじめ、輸出許可申請にあたって必要となる添付書類の一部が免除されるなどの特例が付与される。ただし、自律遵守貿易取引者としての能力の喪失、故意又は重大な過失による法令違反、報告義務の不履行等が生じた場合には指定が取り消される。

#### (ii) 包括輸出許可の申請

一般包括輸出許可を受けようとする自律遵守貿易取引者は、別紙第6号書式による戦略物資包括輸出許可申請書を輸出許可機関の長に提出しなければならない。ただし、自律遵守貿易取引者が別表6の「カ」地域に所在する委託者と受託加工契約を締結したときは、目的地が「ナ」地域の場合であっても一般包括輸出許可を申請することができるが、この場合は、特定包括輸出許可の申請に準ずることとなる。

特定包括輸出許可を受けようとする自律遵守貿易取引者は、別紙第6号書式による戦略物資包括輸出許可申請書に次の書類を添付して輸出許可機関の長に提出しなければならない。

- 一 包括輸出許可申請対象品目の輸出実績及び計画書
- 二 申請品目の輸入者及び最終荷受人の概要
- 三 別紙第12号書式による輸入者の最終荷受人陳述書
- 四 包括輸出許可申請品目の明細書及び用途説明書
- 五 その他、輸出許可機関の長が必要と認める書類

#### (iii) 包括輸出許可の変更申請

包括輸出許可を受けた自律遵守貿易取引者が次のような場合に該当し、輸出許可事項を変更しようとするときは別紙第11号書式による戦略物資包括輸出許可変更申請書を該当する輸出許可機関の長に提出しなければならない。

- 一 HS番号及び戦略物資統制番号が異なる品目が追加される場合
- 二 最終荷受人が追加される場合

④ 戦略物資の再輸出許可、通過・積替許可、状況許可、仲介許可

(i) 再輸出許可

輸入した戦略物資を外国に再輸出しようとする場合は、当該品目を所管する輸出許可機関の長から別紙第1号書式による戦略物資再輸出許可を受けなければならない、その申請手続き及び必要添付書類等は上記②の個別輸出許可に関する規定が準用される。

ただし、輸入した戦略物資を部品又は部分品として使用して製造、加工した物品が戦略物資に該当せず、次のいずれかに該当する場合は再輸出許可が免除されるが、技術のみを輸出するために輸出許可を受けなければならない場合は免除されない。

- 一 当該輸入物資の価額が輸出しようとする物品価額の25%以下（シリア、イラン、キューバ、スーダン及び北朝鮮を目的地とする場合は10%以下）の場合
- 二 輸出しようとする物品などから戦略物資を分離できない、若しくは分離した場合にその物品の本来の機能を喪失する場合

(ii) 通過・積替許可

戦略物資等を国内港湾や空港を経由したり国内で積替えしようとする者は、別紙第22号書式による戦略物資通過・積替許可申請書に次の書類を添付して許可機関の長に提出しなければならない。ただし、大量破壊兵器などの製造・開発・使用・保管などの用途に利用される疑念があったり、虚偽その他不正な方法で輸出許可を受けた戦略物資を除き、輸出国の関連法令により輸出された戦略物資などを通過・積換える場合はこの限りでない。

- 一 輸出契約書など取引関連書類
- 二 その他、許可機関の長が必要と認める書類

(iii) 状況許可

戦略物資には該当しないが大量破壊兵器とその運搬手段であるミサイルの製造・開発・使用又は保管等の用途に転用される可能性が高い物品等（二重用途品目）を輸出しようとする者は別紙第1号の4書式による状況許可申請書に個別輸出許可の申請に要する添付書類を添えて輸出許可機関の長に提出しなければならない。ただし、事前判定を受けた品目の許可申請にあたっては申請書に事前判定発給番号を記載することにより、戦略物資の技術的特性明細書及びマニュアル、商品案内書又は仕様書などの輸出品目の性能や用途及び輸出対象技術の内容を示す書類の提出が免除される。

(iv) 仲介許可

別表2及び別表3に該当する戦略物資を第三国から別の第三国に仲介しようとする者は、別紙第1号の4書式による仲介許可申請書に次の書類を添付

して許可機関の長に提出しなければならない。

ただし、多国間国際輸出管理レジームの原則により輸出国から輸出許可を受けたとき、及び当該仲介に関して当初の輸出国又は輸入国が「カ」地域に属する場合はこの限りでない。

- 一 別紙第5号書式による戦略物資の技術的特性明細書
- 二 マニュアル、商品案内書又は仕様書など輸出品目の性能や用途及び輸出対象技術の内容を示す書類

(注)一及び二は事前判定を受けた場合は書類提出が免除される。

- 三 当該仲介に関する契約又は取引関連書類
- 四 当該仲介に関連する者（輸出者、輸入者、仲介者）に関する説明資料
- 五 当該仲介品目の最終荷受人陳述書
- 六 その他、許可機関の長が必要と認める書類

(参考資料9. 主な別紙書式)

#### ⑤ 輸入目的確認書の発給及び国内通関証明書の発給

##### (i) 輸入目的確認書

戦略物資を輸入しようとする者が輸出国から当該戦略物資の最終使用目的などを示す輸入目的確認書の提出を求められた場合には、別紙第7号書式による戦略物資輸入目的確認申請書に次の書類を添付して輸入目的確認書発給機関の長（輸出許可機関の長と同じ）に申請ができる。

- 一 別紙第8号書式による戦略物資輸入内訳申告書
- 二 輸入契約書又はそれに準ずる書類
- 三 その他、発給機関の長が必要と認める書類

また、発給を受けた輸入目的確認書を紛失したり毀損し再発給が必要と判断した場合は、既に発給された輸入目的確認書（毀損された場合に限る）に紛失又は毀損した理由、紛失又は毀損した当該輸入目的確認書の発給番号及び日時が記載された事由書を添えて発給機関の長に再発給を申請することができる。ただし、発給を受けた輸入目的確認書の記載内容と異なる事実の発生などによりすでに発給を受けた輸入目的確認者の変更が不可避の場合は発給機関の長に対して再度申請しなければならない。

##### (ii) 国内通関証明書の発給

輸入目的確認書が輸出国により要求される戦略物資を輸入通関した後に輸出者の要求などにより通関証明書の発給を受けようとする者は、別紙第9号書式による戦略物資通関証明(申請)書に戦略物資輸入目的確認書を添付して当該税関長に申請する。また、紛失又は毀損により再発給を受ける場合には、紛失又は毀損した理由、紛失又は毀損した通関証明書の証明番号、発給日時などの事項が記載された事由書を添えて当該税関長に再発行申請を

行うことができる。

## (2) 関税法に基づく輸出入申告

税関は、適正な課税価格を捕捉し関税等諸税の徴収のみを行っているわけではなく、法令によって輸出入が禁止されるかあるいは制限される物品に対しては当該物品に対する輸出入要件を確認した後に通関を許可している。輸出入要件の確認以外にも商標権侵害の有無、CITES 対象物品であるか、原産地表示も確認した後に通関を許可する。

### ① 輸出申告

輸出しようとする者は、関税庁が定めた申告書様式を用いて輸出申告書作成要領に従って申告書を作成し、当該物品を積載するまでに当該物品の所在地管轄税関に輸出申告をし、受理されなければならない。

輸出申告は輸出物品の所有者（荷主又は完成品供給者）や輸出入通関を専門とする国家公認資格者（通関士、通関取扱法人又は通関士法人）が電子データ交換（EDI：Electronic Data Interchange）方式による輸出通関EDIシステムを利用して電子文書で輸出申告書を作成のうえ関税庁通関システムに伝送する。

電送した輸出申告内容に関して電算で誤謬事項の通報を受けたり申告内容を訂正する場合、申告番号が付与されるまでは修正した内容を盛り込んだ申告資料を当初の提出番号によって再電送すればよく、また、申告番号が付与された後で訂正事項が発生した場合は輸出申告訂正承認申込書を作成して申告した税関長に提出する。

輸出申告の効力が発生する時点は関税庁通関システムで申告番号が付与された時点とし、通関システムに記録された内容と紙の申告書(\*)に記録された内容が異なる場合は通関システムに記録されたものが基準とされる。

輸出物品については原則として検査を省略しているが、電算による抜き打ち検査又は例外的に必要なに応じて検査を実施するケースがあり、この際、不正輸出や原産地表示違反、知的財産権違反などが摘発されれば関税法など関係法令により処罰される。

輸出申告が受理された物品は輸出申告日から30日以内に韓国と外国を往来する輸送手段に積載しなければならないが、積載スケジュールの変更などやむを得ない事由があれば、通関税関長に積載期間の延長承認を受けることができる。また、積載期間内に積載されない場合は輸出申告受理が取り消されることがある。

提出された輸出申告書は自動受理、即時受理、検査後受理のいずれかで行われる。

自動受理：検査対象又は書類提出対象でない物品は輸出通関システムで自動受理される。

即時受理：自動受理対象ではない物品のうち検査が省略される物品で、税関職員が申告内容を審査して受理する。

検査後受理：輸出物品に対しては検査省略が原則であるが、輸出時に現物の確認が必要な場合と疑義のある物品として選別されたものうち税関長が検査を必要とすると判断した物品に対しては実際に検査した後に受理する。

(\*)輸出申告時に輸出申告書を税関に提出すべき物品(書類提出対象物品)

- ・「関税法第226条の規定による税関長確認物品及び確認方法指定告示」のうち輸出申告受理前に要件具備の証明が必要な物品。ただし、輸出承認機関と電算網で繋がっている品目は除外する。
- ・ 契約内容と異なる物品の再輸出又は再輸出条件付で輸入通関された物品の輸出。
- ・ 輸出者が再輸入時に関税などの減免、還付又は事後管理などのための書類を提出して申告したり税関検査を要請する物品
- ・ 輸出通関システムから書類提出対象として通報された物品

## ② 輸入申告

関税庁は申告人が自分の会社で電算での輸入申告を行い、電算で輸入申告受理結果の通知を受けられる「ペーパーレス輸入通関制度」を実施している。

(注)韓国関税庁のHPには「この制度は輸入申告の正確度が高く、関税の滞納事実や関税法又は還給特例法違反事実のない誠実な企業として指定を受けた企業が利用できる。」と記載されているが、「韓国の輸入申告は100%電子的に行われている。」との情報があることから実態的には電子的に申告処理されているものと考えられる。

輸入申告は荷主、通関士、通関士法人、通関取引法人の名義で行わなければならないが、荷主が直接申告する場合には、輸入申告事項を税関に送るための電算設備などを備えた後、税関でIDの付与を受けて申告する。また、電送設備を有しない零細・小規模輸出業者の場合は韓国貿易協会本部及び11の同会支部、主要税関に設置された共用端末機を通じて申告することが可能である。

輸入申告は、関税庁が定めた輸入申告書に必要事項を記載した後、輸入申告書に船荷証券副本等申告に必要な書類を添付して税関に提出しなければならない。

輸入申告を受けた税関では、申告した物品の検査の是非を決定する。大部分の物品は検査なしに申告内容の形式的、法律的要件のみを審査して受理するが、検査対象として選定された物品は税関職員が輸入物品の検査及び審査を行った後に受理している。

### Ⅲ. 韓国の貿易管理手続の電子化の現状

#### 1. 電子政府の進展

1980年代末から現在にいたるまで世界各国はデジタル革命の効果を極大化し、国民個人の生活を豊かにし国家の競争力を強化するため多様な努力をしてきている。

韓国の場合、1996年に「情報化促進基本計画」を策定し、また、1999年には「サイバー・コリア21計画」を策定して官民協力の下で情報化を推進してきた結果、2002年11月にはサイバー・コリア21計画における11の電子政府プロジェクト（政府 e-サービス・センター、電子調達、在宅税務サービス、統合社会保険、地方政府情報システム、教育管理情報システム、職員管理支援システム、統合政府財政情報、電子文書）が完成した。また、2002年には“韓国が今後5年間で21世紀のグローバル・リーダー国家となるために取るべき方向を示す計画”である「e-コリア・ビジョン2006」を策定するなど、行政手続きをはじめとする多方面での電子化を推進してきている。

その結果、韓国は2010年の国連電子政府調査で2008年の6位から1位に躍進し、同国の電子政府の進展状況は国連加盟国の中でもトップとなった。ちなみに韓国以外の上位国は、米国、カナダ、英国、オランダ、ノルウェー、デンマーク、オーストラリア、スペイン、フランスであり、日本は17位となっている。

(注)国連の電子政府調査はWebの活用状況、インフラの整備状況、人的資源など実際に利用者の利便性に直結する要素を指標にしている。また、韓国の電子政府は電子政府と電子自治体を一体的に示している。

韓国で電子政府の構築が推進された背景には、1993年に大統領に就任した金泳三大統領が効率的かつ小さな政府としての“文民政府”を指向し、1998年に就任した金大中大統領は「私の任期中に韓国国民を世界で最もインターネットを上手く使える国民にする。」と宣言し、各種手続きや証明書の発行、税金、調達、通関などの一部行政サービスを電子処理できるように韓国の電子政府の基盤を構築した。また、2003年に就任した盧武鉉大統領も電子政府の基盤ができたことを受けて「サービスを高度化する」と宣言し、国民視点に立ってサービスの連携や統合を目標とする電子政府ロードマップを策定、31項目の優先推進課題を掲げて電子政府の高度化を推進した。このように、韓国の場合にはトップダウンの構図の中で官民協働で電子化を効率的に推進してきたとの事情がある。なお、2008年に就任した李明博大統領は2008年7月に同政権の情報通信産業政策となる「ニューIT戦略」を発表し、同年12月には2008～2012（5年間）の「国家情報化基本計画」を策定している。

法制度面では、2001年3月28日に「電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律」（法律第6439号）を、また、同法施行令（大統領令第17271号）を同年6月30日に制定し、7月1日から施行している。

本法律は、行政事務の電子的処理のための基本原則・手続及び推進方法等を規定することによって電子政府の具現のための事業を促進させることを目的としている。

電子政府の実現に向けた行政機関の責務として業務処理過程の見直し、情報通信網を通じての業務遂行と行政サービスの提供、公務員の能力向上と検定の実施などが挙げられており（法第4条第2項）、また、個々の公務員に対しても担当業務を電子的処理に適合するように改善することに最大限の努力を傾注すべきこと、電子的業務を処理する場合に国民の便益を行政機関の便益より優先して考慮すべき（同法第5条）と明記し、組織及び組織構成員の責務を明確にしている。

また、電子化の推進にあたって問題となる情報の共同利用（共有化）については、行政機関が保有している行政情報を必要とする他の行政機関との共同利用の原則、他の行政機関から提供される情報については同一内容の情報を別に収集してはならない（同法第11条）との原則、ソフトウェアの開発についても各行政機関で重複開発を防止するために必要な措置をとることも義務付けている（同法第13条）。そのほか、電子文書の発・受信、公文書としての性格付け、電子官印の認証などについての規定が盛り込まれており、同法施行令において細則が規定されている。

## 2. 貿易関係手続の電子化

韓国では1990年代のはじめから港湾関連手続きのBPR（業務の見直し）推進及びEDI自動通関システム6カ年計画などにより、輸出入・港湾関連手続きの電子化が政府主導で積極的に推進されてきた。1991年6月に設立されたKTNET（Korea Trade Network）は1992年11月に韓国関税庁（KCS：Korea Customs Service）とEDIをベースとした通関自動化システムの構築及び運営に関する基本協定（Basic Agreement on Implementing and Operating EDI-Based Customs Automation System）を締結し、1994年初頭にEDIベースの輸出入ライセンス及びL/Cサービスを開始して以来、ペーパーレス化に向けた種々のサービスを提供してきている。

また、港湾手続き分野でも1994年4月に設立されたKL-Net（Korea Logistics Network）を通じて100% EDI化されている。

他方、戦略物資の輸出入管理については、2004年8月30日に韓国貿易協会の100%出資で設立された戦略物資貿易情報センター（STIC：Strategic Trade Information Center）は、その業務に関して2006年12月8日に対外貿易法第29条に基づく法的根拠が付与されて戦略物資管理院（Kosti：Korea Strategic Trade Institute）に再編され、2007年6月14日に業務を開始した。同センターは戦略物資輸出入管理情報システム（Yes（Your Export Supporter）Trade）を運用している。

### (1) 貿易業務自動化促進に関する法律

産業資源部（当時。以下この項において同じ。）長官は貿易業務の自動化を促進して貿易手続の簡素化及び貿易情報の迅速な流通を実現し、貿易業務の処理時間及び費用を節減することによって自国産業の国際競争力を高め、国民経済の発展に寄与することを目的として、1991年12月31日に「貿易業務自動化促進に関する法律」（法律第4479号）を制定し、公布の6カ月後に施行した。

この法律は、貿易業者及び貿易関係機関が貿易関連法令で定められた貿易業務

を産業資源部長官が指定した貿易自動化事業者（以下、「指定事業者」という。）を介して電子文書交換方式で行うことを意図したものである。

貿易業者：貿易関係法令が定める申請・申告・報告等を行う者

貿易関係機関：貿易関係法令が定める承認・免許・認証等を行う機関

貿易自動化事業者：貿易業者と貿易関連機関等を連結した通信網を利用して貿易自動化役務を提供する事業者

産業資源部長官は貿易自動化の効率的推進のために貿易業務に関する電子文書の標準化を行い（同法第11条）、貿易業者と貿易関係機関が貿易自動化網を利用して貿易業務を行う場合には“標準化された電子文書”により“指定事業者を通じ”て行わなければならないこととなっている（同法第10条）。

しかしながら、本法律は全ての貿易業者が貿易自動化事業者を通じて電子文書交換方式で貿易業務を行うことを義務付けたものではなく、貿易自動化網に加入しない貿易業者については貿易自動化網を利用して貿易業務を代行（代行処理事業）する事業者（代行処理事業者）を通ずる処理も可能としているが、これら代行処理事業及び代行処理事業者は指定事業者により管理される（同法第5条第6項）こととなっている。

（参考）指定事業者の事業

- ・ 貿易業務に関する貿易事業化事業
- ・ 電子文書又は貿易貨物流通情報等貿易関連情報の電送等の事業
- ・ 電子文書及び貿易情報を体系的に処理・保管して検索等に活用することができる集合体（データベース）の製作及び普及事業
- ・ 貿易業者及び貿易関係機関に対する電子文書交換方式と関連した技術の普及及び普及した技術に対する事後管理事業
- ・ 貿易時自動化網に加入しない貿易業者のために貿易自由化網を利用して貿易業務を代行して処理する事業（代行処理事業）及び代行処理事業をする者（代行処理事業者）に対する管理
- ・ その他貿易自動化のための教育・広報等大統領令が定める事業

## (2) e-Trade プラットフォームの構築と「電子貿易促進に関する法律」

韓国政府は、インターネットの普及など急変するIT環境とグローバル競争時代に対処し、貿易規模の拡大（2010年に輸出4,000億ドル）に適応するため、2007年までにインターネット基盤の電子貿易インフラである「e-Trade プラットフォーム（電子貿易基盤施設）」を構築するなど貿易プロセスを抜本的に改正することとした。

国家電子貿易委員会（委員長は国務総理）は、2004年月8日に第2次委員会を開催し、「電子貿易革新計画（e-Trade Korea 2007）」を採択した。これは、第1次委員会（2003年12月）で決定した方針により、6ヶ月間にわたる貿易業界、学会専門家、関係政府部処実務者が参加した議論と検証を経て策定された。

e-Trade Korea 2007 は、貿易取引全体にわたって必要となる諸業務を電子化する

るとともに、そのための法整備、基盤の構築、これまでのVANからインターネット活用への移行、特に 1対1 の貿易サービス体系での電子化の限界を突破するために N対N 体系に移行するなど画期的な計画となっている。また、電子貿易に係る国家間の協力体制の構築なども含め「33の課題」を掲げ、問題のソリューションに向けた基礎となっている。

(参考資料10. 「e-Tradeプラットフォーム」の構築)

これを受けて、産業資源部は、同計画が円滑に履行され、インターネット基盤の「e-Trade プラットフォーム」を通じて全ての貿易手続きが結びつくためには法律が広範囲に適用されることが重要であるとして「貿易業務自動化促進に関する法律」よりも包括的な概念である「電子貿易促進に関する法律」への改正が必要と判断した。

この法改正を通じて電子貿易基盤施設を構築することで、電子文書を電子貿易基盤事業者が保存し、電子文書の当事者・内容・送受信の有無を証明する等、電子貿易文書の流通体系を画期的に改善した。

「電子貿易促進に関する法律」は次のとおり11章から構成されており、知識経済部長官の所管となっている。本法律にいう「電子貿易」とは、対外貿易法第2条第1号の規定に基づく貿易（物品、大統領令で定める用役及び電子的形態の無体物の輸出及び輸入）の一部又は全部が電子貿易文書により処理される取引をいい、他の法律において特別の規定がある場合を除き、すべての電子貿易に適用されることとなっている。

- 第1章 総則
- 第2章 電子貿易促進推進体系
- 第3章 電子貿易基盤事業者
- 第4章 電子貿易基盤施設の利用等
- 第5章 電子貿易文書の保管及び証明
- 第6章 電子貿易文書の利用促進
- 第7章 電子貿易文書の保安及び管理
- 第8章 電子貿易専門サービス業者
- 第9章 電子貿易技術開発の推進等
- 第10章 補則
- 第11章 罰則

貿易業者（対外貿易法第2条第3号の規定に基づく貿易取引者であり、貿易関係機関に対し、対外貿易法令、外国為替取引法令その他大統領令で定める法令と運送及び保険等当事者間の契約により申請、届け出及び報告等を行う者）と貿易関係機関（貿易業者に対し貿易関連法令等で定める貿易関連役務を提供、若しくは承認、許可、認証及び届出の受理等を行う機関）は、“電子貿易文書を使用して

貿易業務をしようとする場合”に電子貿易基盤施設を利用することができるが、“電子文書の方式”により「対外貿易法第12条第2項による統合公告上の輸出入要件確認機関における要件確認書発給業務（関税法第226条の規定に基づく税関長の確認を除く）は電子貿易基盤施設を通じて行わなければならない（同法第12条第1項）、また、電子貿易基盤施設を利用して貿易業務を行う場合には、標準化された電子貿易文書を使用しなければならない（同条第2項）と規定されている（同法施行規定別表第1に電子貿易基盤施設において使用される電子貿易電子文書リストが掲載されている）。

（参考）対外貿易法第2条第3号

#### 第2条(定義)

3. “貿易取引者とは、輸出又は輸入を行う者、外国の輸入者又は輸出者から委任を受けた者及び輸出と輸入を委任する者等、物品の輸出・輸入手為の全部又は一部を委任し、又は行うものをいう。”

また、電子貿易基盤業務を遂行する者として電子貿易基盤事業者の指定と実施できる10業務（うち、「電子貿易基盤施設の運営業務」、「電子貿易基盤施設と外国の電子貿易網間の連携業務」、「貿易関連業務の電子貿易基盤を通じた中継、保管及び証明等業務」は電子貿易基盤事業者のみ実施可能。同法第6条）、貿易業者の電子貿易を効率的に支援し、拡大させるための事業を行う電子貿易専門サービス業者の登録制度（同法第22条）の規定が盛り込まれているとともに、罰則規定（第11章）も有している。

（参考資料11. 電子貿易促進に関する法律・施行令・施行規則等(参考訳)）

### (3) 対外貿易法及び関税法上の規定

#### ① 対外貿易法

対外貿易の基本法である対外貿易法においては、知識経済部長官は、物品等の輸出入取引が秩序あり効率的になされるように対外貿易統計システム及び電子処理文書交換体系等科学的貿易業務の処理基盤を構築するために努力することが求められている（対外貿易法第15条第1項）とともに、科学的な貿易業務処理基盤を構築・運営する者（電子貿易促進に関する法律第6条第1項による電子貿易基盤事業者の中で科学的な貿易業務処理基盤を構築・運営している事業者）に対して必要な支援を行うことができる（同法第4条第2項）と規定されており、貿易業務処理を電子的に行う基盤整備を外部の事業者に委託し、政府は同事業者に対して電子化推進のための支援を行い得ることを明記している。

特に、戦略物資の輸出入管理については、輸出許可、状況許可、事前判定、輸入目的確認書の発給等に関する業務、戦略物資の輸出入統制に必要な情報の収集・分析及び管理業務を行うために関係行政機関の長及び戦略物資管理院と共同で戦略物資輸出入管理情報システムを構築することができるとされ（法第28条）、システム構築は知識経済部長官となっている。

また、戦略物資管理院は、対外貿易法第29条においてその設立に係る法的根拠が明確化されるとともに、実施業務の一つとして「戦略物資輸出入管理情報システム」の運營業務が明記され、また、政府は設立・運営に必要な経費を予算の範囲内で出捐あるいは支援できる旨の規定が置かれている。

対外貿易法及び同法施行令においては輸出入許可・承認の申請にあたり電子申請手続きによらなければならないとの『義務規定』は存在しないが、戦略物資に関しては輸出入公示第76条において「本告示各種申請書、書式及び添付資料などを知識経済部長官に申請又は提出しようとする者は、対外貿易法第28条による戦略物資輸出入管理情報システムを通じて申請又は提出することができる。」とされており、同システムを通じての申請・提出が“奨励”されている。また、既述の「電子貿易促進に関する法律」で幅広い貿易関連業務の電子的処理を可能とする環境が整備されている。

## ② 関税法

関税法に基づく輸出入申告等の手続は、同法第327条により電算処理設備を利用して行うことができ（第1項）、その場合には関係書類の提出の省略、提出方法の簡易化の恩典の付与（第2項）があり、また、手続き等のみなし規定（第3項）も規定されている。

（参考）関税法第327条

（電算処理設備の利用）

第327条 税関長は、この法律による申告・申請・承認・許可・受理・交付・通知・通告等（以下“申告等”という。）をするときは、関税庁長が定めるところにより電算処理設備を利用し、又はその施設を利用させることができる。

2 第1項の規定による申告等を行うときは、関税庁長が定めるところにより関係書類の提出を省略させ、又は簡易な方法でさせることができる。

3 第1項の規定により履行された申告等は、電算処理設備に備えられたファイルに登録された時に税関に受理され、又は税関から発送したものとみなし、通知等が登録された後通常出力に必要である時間が経過したときに当該通知等が送達されたものとみなす。

また、「関税法第226条の規定による税関長確認物品及び確認方法指定告示」第2条の1第1項においては「輸出入時に許可・承認などの証明が必要な物品を輸出入しようとする者は、許可・承認、その他条件の準備のための要件申請を通関ポータルを利用して要件確認機関の長に行うことができる。」となっているが、同告示第2条の2で「通関ポータルを利用して要件申請ができる輸出入物品は別表3のうち通関ポータルと電算網がつながれた要件確認機関の業務」に限られる。また、同条第2項では通関ポータルを利用しないで書類などによる申請の場合には要件確認機関の長に直接申請することと規定されている。

輸出入物品に対する要件を通関時に税関長の確認を要請しようとする機関の長は、関連法令・対象物品・対象物品別HSK10桁番号及び要請事由を税関長に提出しなければならず（同告示第4条第1項）、税関長の確認の方法は、要件確認機関の長が輸出入要件の確認内容を電算網を通じて関税庁の通関システムに電子文書で通知する（同告示第5条第1項）こととされている。

なお、関税庁は通関システムを利用した申告に必要なパソコン等電送設備を具備していな零細・小規模貿易業者のために韓国貿易協会本部及び11の同会支部と全国5主要税関に電送設備を設置してこれら零細・小規模業者が安い費用(電送料のみを負担)で直接輸出入申告ができるように「輸出入申告支援センター」を運営している。

### 3. システム維持管理組織の概要

#### (1) 戦略物資管理院 (Kosti)

韓国貿易協会 (KITA : Korea International Trade Association) は、政府の要請により2004年8月30日に同協会が100%出資して輸出管理に関する専門機関としての「戦略物資貿易情報センター (STIC : Strategic Trade Information Center)」を設立した。2006年12月8日には 戦略物資管理院 (Kosti) の設置・業務に法的根拠を与えた対外貿易法改正案が議会を通過し、名称も STIC から Kosti に変更されるとともにステータスもグレードアップされた。これを受け、2007年6月5日に Kosti の定款が決定、登記され、2007年6月14日に Kosti が正式に発足、業務を開始した。

Kosti は、対外貿易法第29条第5項及び同法施行令第46条の規定に従い、次の業務を実施している。

- ・ 該非判定支援と事前該非判定業務
- ・ 戦略物資輸出入管理情報システム (YesTrade) の運營業務
- ・ 戦略物資の輸出入者に対する教育業務
- ・ 戦略物資輸出入管理に関する調査、研究及び広報の支援業務
- ・ 戦略物資輸出入統制に関する国際協力の支援業務
- ・ 戦略物資自律遵守貿易取引者の指定及び管理に関する支援業務
- ・ 戦略物資に判定及び通知に関して知識経済部長官が委託する業務

(参考) Kostiの組織



設立の背景には、「テロの脅威に立ち向かい、大量破壊兵器（WMD）の拡散等を阻止するための国際レジーム等による規制に対し、韓国も輸出管理の分野で自国法令を整備し、国際社会の一員としての責務を果たさなければならないが、そうした輸出規制内容を各輸出企業が適正に理解し、遵守するには、相当の専門性が求められ、それ相応の費用も発生する。法律を作り、「遵守せよ」と迫るのは簡単だが、企業の現実を考えると無理な面もあり、当局により法令順守に必要な情報提供、相談、手続きなどのサービスが受けられる環境を整備し、輸出企業が最少の費用負担で利用できるようにする必要から Kosti が設立されたとされている。知識経済部と Kosti は各種業務遂行にあたり、インターネットを利用したオンラインシステムである「YesTrade」を構築し、Kosti が当該システムを運用している。

## (2) Korea Trade Network (KTNET)

KTNETは、1989年11月に当時の通商産業部（Ministry of Commerce and Industry）が策定した「対外貿易自動化基本計画（Basic Plan for Foreign Trade Automation）」に基づき、韓国貿易協会（KITA）の100%出資により1991年6月に設立された法人である。設立あるいは業務等については対外貿易法の関連条項が適用されるほか、民法の財団法人に関する規定も適用される。

1991年12月には通商産業部(当時)が制定した「貿易業務の自動化促進に関する法律（Act on Promotion of Trade Business Automation）」に基づきKTNETを“貿易手続自動化機関（Trade Business Automation Agency）”に指定。それ以来、KTNETは10年以上にわたり貿易業務の自動化を通じて韓国の貿易取引における競争力向上のための牽引車の役割を果たしてきている。

貿易に携わるパートナーとして、KTNETは貿易取引の全過程を自動化し、諸手続きの効率化とコスト削減をもたらすための“ペーパーレス貿易基盤（Paperless Trade Infrastructure）”の整備を進めている。“ペーパーレス貿易”は、「電子貿易促進に関する法律」において、“対外貿易取引に係る書類を部分的若しくは全体的に電子化すること”と定義されているように、貿易金融、承認・許可、ロジスティクス、通関申告など貿易取引全体を通ずる紙ベースの文書による複雑な事務処理を電子化することによって軽減し、より単純化、効率化するものである。

ペーパーレス貿易システムの運用経験及びノウハウを有するKTNETは、韓国政府により次の6つのビジネス分野における基盤サービス提供者（Infrastructure Service Provider)に指定されている。

- ① 国家ペーパーレス貿易基盤提供者  
(National Paperless Trade Infrastructure Provider : 電子貿易促進法)

= ペーパーレス貿易基盤の運用、電子文書交換、ペーパーレス貿易に関する付加的サービス及びペーパーレス貿易に関する電子文書の標準化に関する研究。

② 電子文書中継機関 (e-Document Relay Agency : 関税法)

= 輸出入通関、ロジスティックス、関税の還付など関税法に基づく電子申請及び応答に必要な電子文書の中継。

③ 公認された電子文書当局

(Certified e-Document Authority : 電子商取引枠組み法)

= 電子文書の保管、認証などの業務遂行。

④ 国家認証当局 (National Certificate Authority : 電子署名法)

= PKI (Public Key Infrastructure) に基づく電子認証の発行、認証記録の保管など信頼された国家認証当局に係る業務の遂行。

⑤ 電子積荷証券 (e-B/L) の権利登録

(Electronic Bill of Lading (e-B/L) Title Registry : 商法)

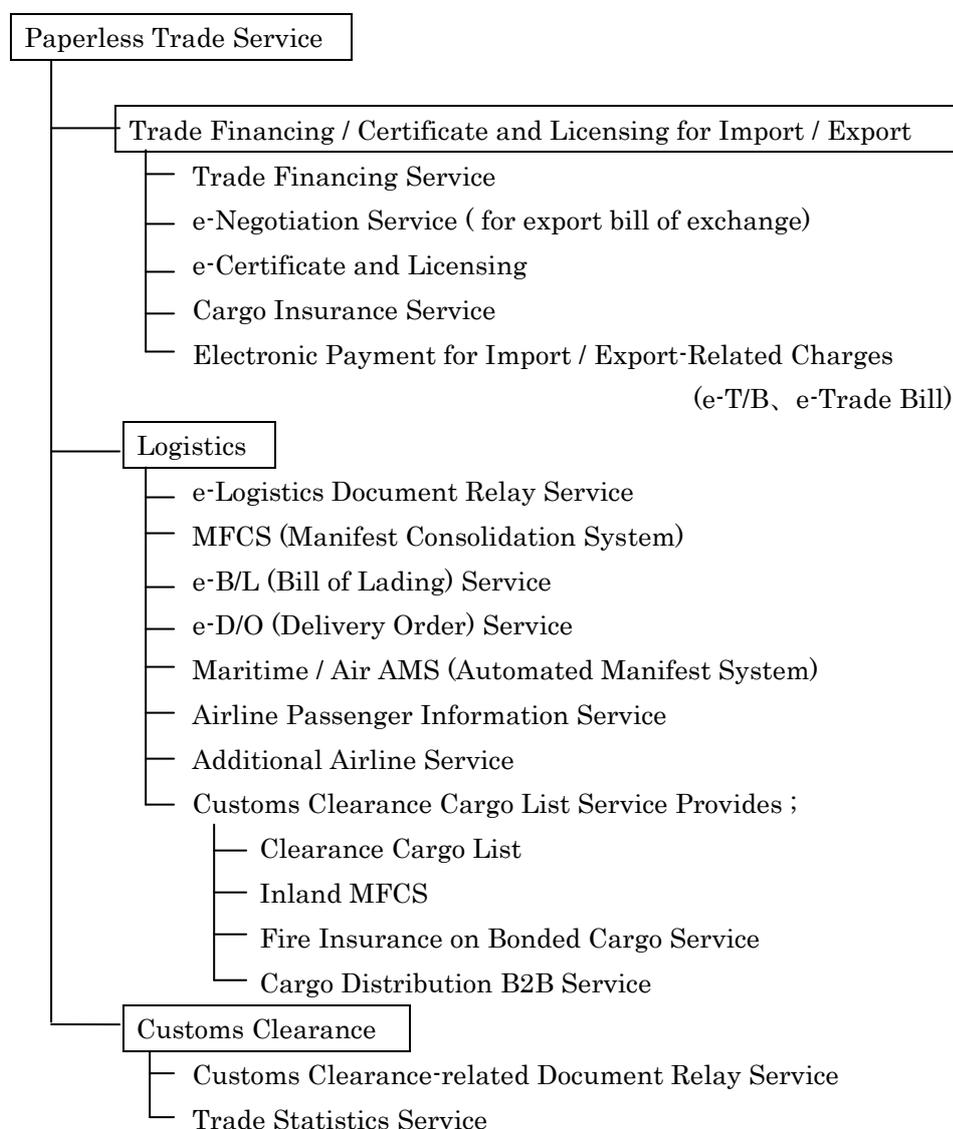
= e-B/Lの発行、e-B/Lの裏書、e-B/Lの紙ベースB/Lへの転換及びe-B/Lの電子記録の管理。

⑥ 購入確認サービス代理業務

(Purchase Confirmation Service Agency : 対外貿易法)

= 電子購入確認証の発行。

“ペーパーレス貿易サービス”の構成は次のとおり。



このうち、貿易金融／輸出入承認・許可サービスは、貿易業者と、銀行、承認機関 (requirements confirmation agencies)、韓国貿易保険公社 (Korea Trade Insurance Corporation)、韓国商工会議所 (Korea Chamber of Commerce and Industry) 及び保険会社を含む貿易関係機関との間で、これまで紙ベースで行われていた輸出入関係手続きを電子的に処理するサービスであり、その内容は次のとおり。

① 貿易金融サービス (Trade Financing Service)

- ・ 銀行業務及び決済に関して要求される書類の処理：
  - － 輸入及び輸出取引に係る信用状 (L/C) 開設の助言、L/Cの開設、支払等

- ② 輸出為替手形に係る電子交渉サービス  
(e-Negotiation Service (for export bill of exchange) )
  - ・ 輸出為替手形に関するすべてのやりとり：
    - － 買取輸出手形の安全なL/Cベースでの輸出支払への申請、交渉に係る通知及びL/C信用限度枠の管理
- ③ 電子承認書及び許可書 (e-Certification and Licensing)
  - ・ 輸入及び輸出に際して許可又は承認を要求される品目に対する法的拘束力を有する条件の具備、購入証明 (proof of purchase) 、輸出入にあたって政府機関により要求される原産地証明書 (Certificate of Origin) の発行。
- ④ 貨物保険サービス (Cargo Insurance Service)
  - ・ 保険会社により提供される貨物保険への付保申請、貨物保険証券発行通知、韓国貿易保険公社により提供される輸出保険に係る船積通知、証券発行通知
- ⑤ 輸入/輸出に関して賦課される諸費用の電子的支払  
(Electronic Payment for Import/Export-Related Charge (e-T/B、eTradeBill) )
  - ・ 輸出入に関する支払い証明、課税通知

また、後述のとおり、KTNETは、知識経済部と韓国貿易協会が2003年から実施してきた電子貿易サービス構築プロジェクトの成果物である“uTradeHub”によるサービスの提供とシステム運営に関して知識経済部から「電子貿易促進に関する法律」に基づき“電子貿易基盤事業者”に指定されている。

### (3) Korea Logistics Network (KL-Net)

KL-Net は海運産業 (maritime industry) の競争力強化を目的に韓国政府及び主要ロジスティクス会社の出資によって韓国で初めてロジスティクスのためのEDIサービスを提供する会社として1994年4月1日に設立された民間企業であり、同年9月には中継システム (Relay System) 及び輸出入に伴うロジスティクスEDIサービスを開始し、1996年4月には当時の建設運輸部 (Ministry of Construction and Transport) により韓国の全ての港湾における排他的プロバイダーに指名されている。

KL-Net は設立以来、海事業務及びサービス合理化のための堅固かつ包括的な解決策の提供に努め、港湾ロジスティクス産業のためのトータル・パッケージ・ソリューションを提供している。

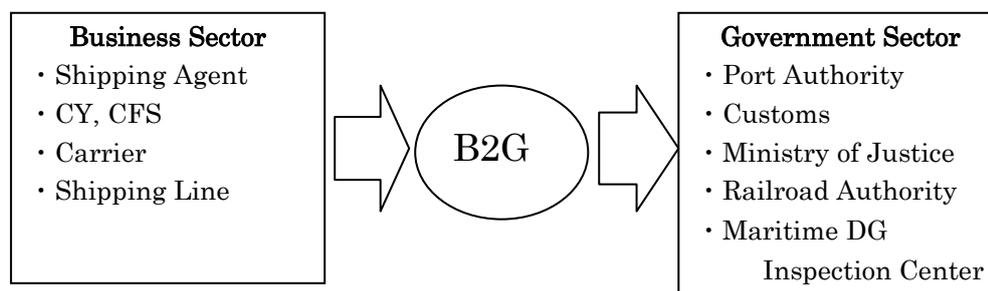
KL-Net の主な提供サービスは次のとおり。

#### ① B2GのEDIサービス

輸出入手続きに関与するすべての政府関係機関への関連情報及び文書の提

出を最も信頼できかつ便利に実施できるようEDIを利活用し、また、KL-Netが10年以上にわたって開発してきたネットワークと専門技術によってKL-Netの顧客に次のような便益を提供している。

- 文書数の削減と文書作成に要する時間の削減による輸出入手続きの簡素化と競争力の向上
- 貿易取引に必要な全ての文書をEDIで提出することを可能とする次のようなワンストップ・サービスの提供
  - ・ 統合港湾作業管理サービス  
(Integrated Port Operation Management Service)  
＝船舶の入出港通知、港湾設備使用申請、Port-MISを通じる貨物申告
  - ・ 船舶、旅客、乗員の入出国サービス  
(Vessel/Passenger/Crew Entrance/Departure Service)  
＝船舶の入出港通知、乗客・乗員の申告
  - ・ 保税貨物申告サービス (Bonded Cargo Declaration Service)  
＝税関への輸出入貨物マニフェストの提出
  - ・ 電子請求サービス (e-Billing Service)  
＝港湾設備使用料の自動支払い
  - ・ 鉄道輸送サービス (Railroad Transport Service)  
＝貨物輸送の申し込み、トラックの割当、D/O
  - ・ 危険物申告/検査サービス  
(Dangerous Goods Declaration/Inspection Service)  
＝危険物(貨物)の申告/検査



(出典) <http://www.klnet.co.kr/english/service/service2.html>

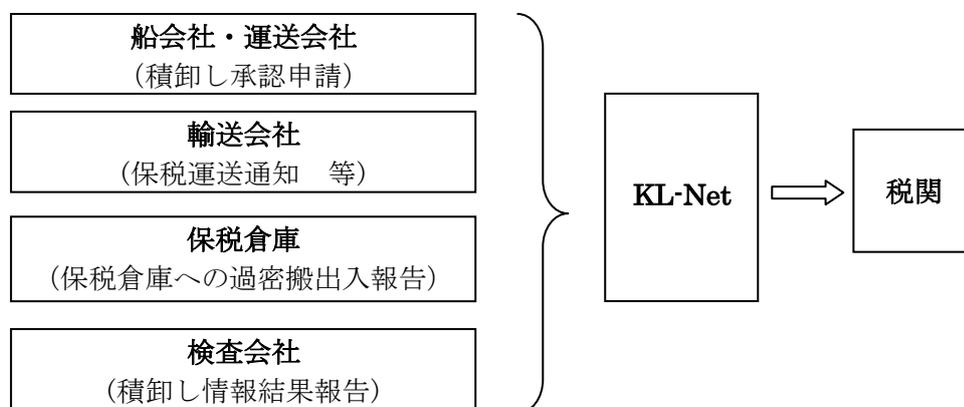
## ② B2BのEDIサービス

B2BのEDIサービスとしては、港湾ロジスティクスに要する時間短縮のためにWebベースで関係者（海運会社/代理人、ターミナル、フォワーダー、荷主/荷受人、運送会社など）に総合的な情報提供を行う「PLISM (Port

Logistics Integrated Service for Maritime Business)」、EDIの導入によりこれまでの紙ベースでの船積に要する書類（予約、備船の申請、B/L、輸出許可書、インボイスなど）を電子化してペーパーレスに転換する「e-Shipping」、ターミナル管理者へのWebベースによる必要書類の提出及び貨物追跡情報（cargo tracking information）サービスを運送会社に提供する「eTrans」、オンラインでの納税請求書の送付・管理を行う電子納税請求システムである「LogisBill」などがある。

### ③ 税関EDIサービス概要

KL-Net では税関EDIサービスを通じて税関手続きに必要な32の書類を電子的に処理した上で税関に提出できる機能を関係業者に提供している。



(出典) <http://www.klnet.co.kr/english/service/service2.html>

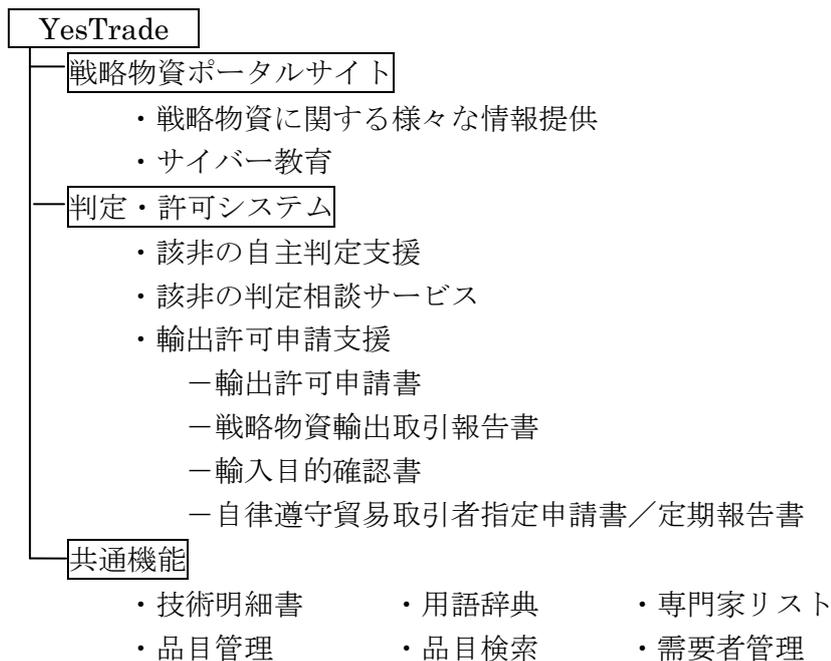
## 4. システムの概要

### (1) YesTrade (Kosti)

「YesTrade」は対外貿易法第28条を根拠にKostiにより運営されているオンライン輸出管理システムの名称である。

本システムは、韓国企業に対して戦略物資輸出規制に関する幅広い情報を体系的に提供し、戦略物資該非の判定、許可申請等をインターネットを通じてオンラインで出来るようにし、企業の負担を最小限にするために構築されたものであり、本システムを利用するには、事前に会員登録してIDを取得しなければならない。

内容は、戦略物資ポータルサイトと判定・許可システムに大別され、「戦略物資ポータルサイト」は、戦略物資規制に関するニュース、政策、輸出入告示など戦略物資に関連する様々な情報を提供し、「判定・許可システム」は輸出入業者が戦略物資の判定申請及び判定内容の照会、戦略物資輸出許可申請及び結果の内容照会など一連の申請業務処理を行えるシステムである。



個々のサービス内容は以下のとおり。なお、「判定・許可システム」を構成する各々のツールは「進行状況照会」、「結果照会」、「検索」機能を備えている。

#### ① 戦略物資ポータルサイト

戦略物資に関する様々な情報を体系的に整理し、韓国と国際レジーム等における戦略物資規制内容及び関連法令、輸出規制ニュース、関連ニュース、資料などを提供。

また、法制度案内、ポータル利用案内、申告ウィザードで構成されるサイバー教育を行い、オンライン上で戦略物資管理システムの教育・広報を支援するサービスも提供している。

#### ② 判定・許可システム

##### (i) 該非の自主判定支援

戦略物資の該非判定は輸出入者もしくは製造者が自身で行うことを原則としており、企業が戦略物資の判定ツールであるパラメータシートを利用して自ら自社の製品と技術が戦略物資に該当するか否かを判定できるよう、企業の自主管理を支援している。

主な機能としては、

- －戦略物資規制番号の照会（物品のHSコードを利用）
- －戦略物資該非の自主判定（パラメータシート利用）
- －自主判定結果の登録（戦略物資該当／非該当）
- －自主判定結果の照会

(ii) 該非の判定サービス相談

企業が自主的に該非判定することができない場合、本システムを通じて戦略物資事前判定機関に事前判定を申請し、該非判定を受けることができる。

(iii) 輸出許可申請支援

輸出者は、輸出しようとする物品・技術が戦略物資に該当すると判断された場合、戦略物資輸出許可を取得しなければならないが、この許可申請手続きは本システムの輸出許可サービスを利用し、インターネットを通じて行うことにより電子的に戦略物資輸出許可書を受け取ることができる。関連機能は次のとおり。

a) 輸出許可書

輸出許可申請、輸出許可進行状況照会、輸出許可申請結果照会、輸出許可内容検索で構成。

輸出許可申請は、戦略物資に該当する製品を輸出する場合に、知識経済部等関係許可機関に提出する輸出許可申請書を作成するメニュー。

輸出許可内容検索は、自社の輸出許可申請書を検索できるサービスである。

b) 戦略物資輸出取引報告書

輸出取引報告書作成、輸出取引報告進行状況照会、輸出取引報告結果照会、輸出取引報告内容検索で構成。

輸出取引報告は「カ」地域向けに輸出する戦略物資に対して輸出内容を報告することができるメニュー。

輸出取引報告内容検索は、自社の輸出取引報告書を検索できるサービスである。

c) 輸入目的確認書

輸入目的確認書発給申請、輸入目的確認書進行状況照会、輸入目的確認書結果照会、輸入目的確認書内容検索で構成。

輸入目的確認書は、輸入目的確認書の発給申請を管理するサービスで、輸入業者は、提供される書式に従って書類を作成し発給申請を行う。

輸入目的確認書内容検索は、自社の輸入目的確認書発給申請書を検索できるサービスである。

d) 自律遵守貿易取引者指定申請書

自律遵守貿易取引者指定申請、自律遵守貿易取引者指定申請進行状況照会、自律遵守貿易取引者指定申請結果照会、定期報告登録、定期報告進行状況照会、定期報告申請結果照会、自律遵守貿易取引者内容検索で構成。

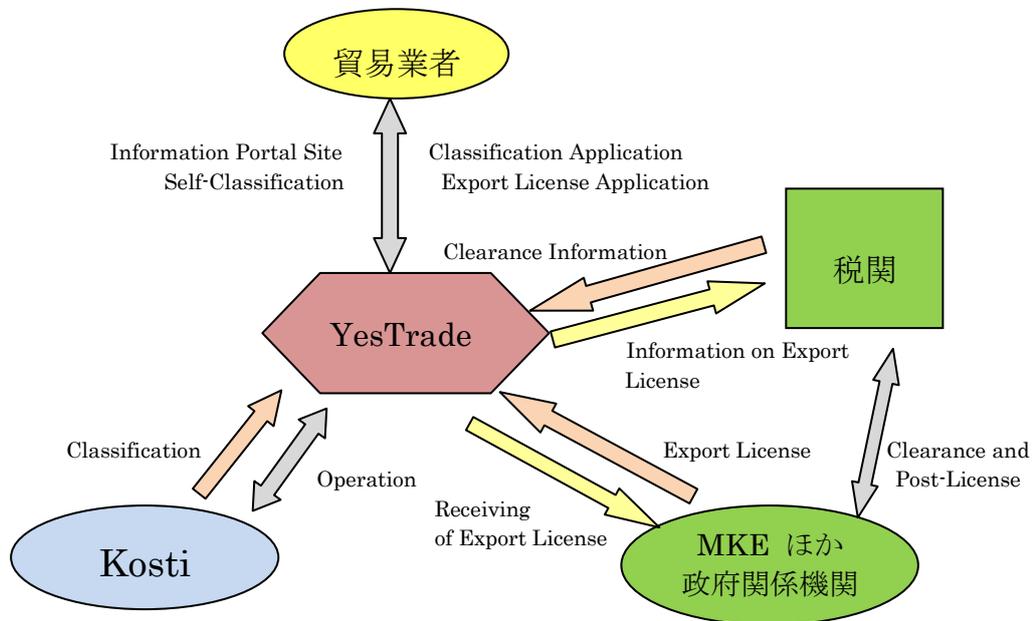
定期報告は、自律遵守貿易取引者に指定された業者が、半期又は年度別に定期的に報告しなければならない文書を作成できるサービス。

自律遵守貿易取引者内容検索は、自社の自律遵守貿易取引者指定申請の内容と定期報告書を検索できるサービス。

③ 共通機能

技術明細書、用語辞典、専門家リスト、品目管理、品目検索、需要者管理で構成される。

- 技術明細書：4大国際管理体制の規制などに関する照会サービスの提供
- 用語辞典：貿易業者がパラメータシートを用いて自己判定を行うにあたり理解を高めるための補助として、専門家が作成した専門用語の説明を提供
- 専門家リスト：戦略物資に対する諮問を行うことができる専門家らの情報を会員だけに提供するメニュー
- 品目管理：自社の生産又は輸出する品目を登録し、管理できるメニュー
- 品目検索：自社及び他社の登録された品目の一部情報を検索できるメニュー
- 需要者管理：輸出許可申請書作成時に登録してある輸入者／荷受人／最終使用者など自社が登録した国外の業者に関する情報を管理できるメニュー



(出典)

一般財団法人安全保障貿易情報センター  
 平成22年度安全保障輸出管理調査報告書 制度・手続編  
 「韓国の輸出管理制度について」 日本サムスン株式会社

## (2) uTradeHub (KTNET)

知識経済部と韓国貿易協会は、電子政府に向けた課題の一環として、2003年から「電子貿易サービス」を構築する作業を進めてきた。uTradeHubは、市場調査及び要件確認機関、国内銀行、外資系銀行、金融決済院、関税庁、物流会社などマーケティングから決済に至るまで貿易に関与する多くの関係機関を連携させ、貿易業務全体をシームレスに処理する新しい概念の国家電子貿易ハブである。

これにより、貿易会社はいつでも、どこでもインターネットを通じて全ての貿易業務プロセスをuTradeHubを単一窓口（Single Window）にして処理することが可能となった。

また、既述のとおり、知識経済部はuTradeHubのサービスとシステム運営のために「電子貿易促進に関する法律」に基づいてKTNETを電子貿易基盤事業者に指定している。

### ① 推進の背景

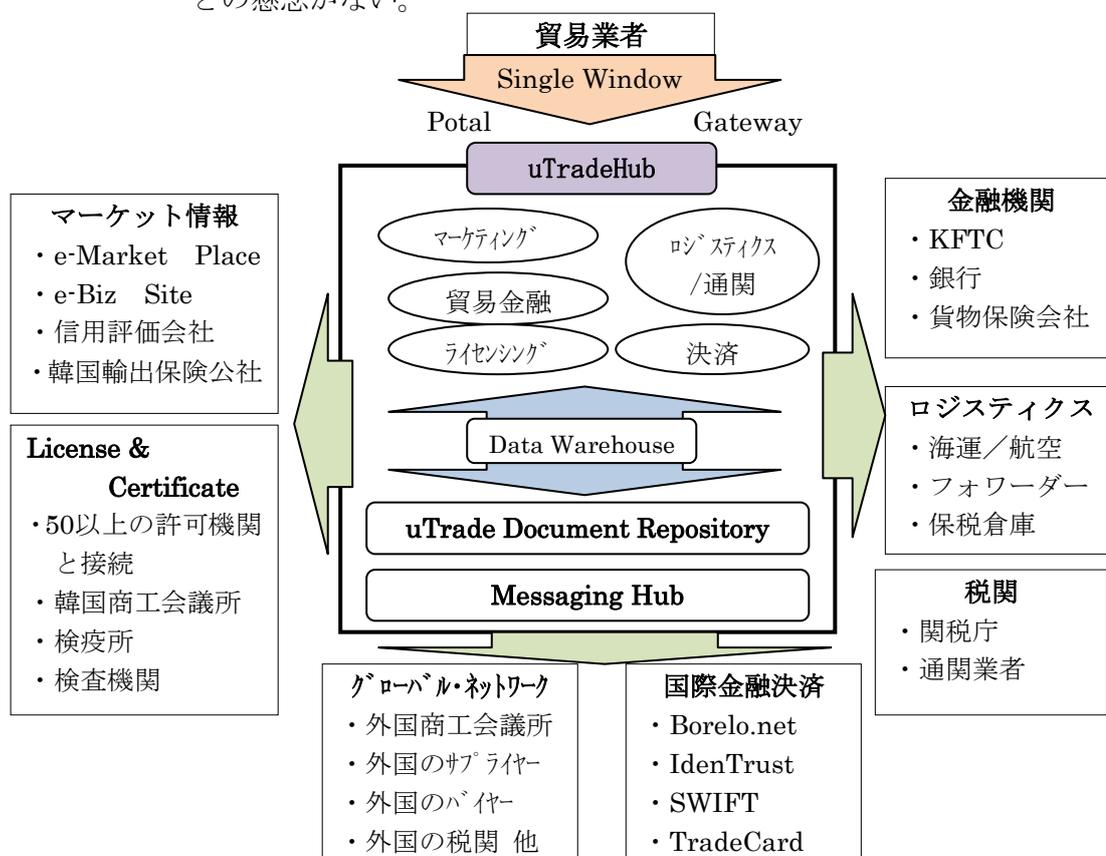
韓国は、1991年の「貿易業務自動化促進に関する法律」制定以来、要件確認、通関、物流など輸出入業務プロセスの部門別自動化学業を進め、通関業務の場合は電子化率が100%に及ぶなど業務の自動化及び書類の簡素化、コスト削減などその成果が世界的なレベルに達した。しかしながら、VAN/EDIを基盤とする貿易自由化ネットワークは、貿易全般にわたる業務革新と貿易関係機関同士のシームレスな連携という点でその限界を露呈するとともに、1964年に5億ドルに過ぎなかった韓国の貿易規模が2007年には7,000億ドルに及ぶなど貿易の拡大に伴って貿易業務処理の効率化と輸出競争力の強化が重要な課題となった。

このような背景の下、既存の貿易自動化ネットワークに代わるインターネット基盤の電子貿易サービスの構築プロジェクトに着手し、既存のVAN/EDI基盤の貿易自動化サービスが貿易会社及び各関係機関を1:1で連携させる個別サービスの提供であったものをインターネット基盤の開放型ネットワークで連携させることによりN:Nでの電子貿易サービスの提供を実現し、これまで分散していたサービスを統合した形で提供可能とした。また、電子貿易文書保管所（repository）を基盤にした原本文書の保管及び送受信機能を加え、単純に繰り返すだけの作業をなくすなど業務を簡素化し、貿易業務の流れを革新することに成功した。

### ②特徴と利点

- ワンストップ電子貿易サービス
  - － 既存の電子貿易サービスと輸出入関連の関係機関のサービスがuTradeHubで統合された。
- 貿易手続きに係る業務支援
  - － 輸出、輸入、ローカル業務別に貿易手続きに従った業務が自動的に行われるBPM（Business Process Management）サービス

- 情報の再活用
  - － 一度入力した情報は、uTradeHub に保存され、他の文書にも自動的に活用されるので、同一の情報を繰り返し入力する必要はない。
- 文書の流通簡素化
  - － uTradeHub の電子文書保管所に保存された文書は、ワンクリックで銀行、物流会社、関税庁などへ提出される。
- 業務時間の短縮及びコスト削減
  - － すべてのオフライン手続きがなくなり、uTradeHub で貿易業務を一括処理できるので、業務時間が短縮されコスト削減が可能。
- ユーザー別オンデマンド型サービスの実現
  - － 使用するメニュー及びサービスによって個人化された環境で業務を行える。
- 多様な使用環境の提供
  - － 各会社のIT環境に合わせて多様な方式（ポータル、ソリューション、Webサービス）で電子貿易サービスの利活用が可能。
- 安全な取引
  - － 情報及び文書は権限のあるユーザーだけがアクセス・活用することができ、取引における安全性が確保され、偽造や変造、金融事故などの懸念がない。



(出典) Single Window and Standardization in case of Korea's uTradeHub(KITA)

### ③ uTrade

貿易ポータルは、マーケティング、要件の確認、外為、通関、決済に及ぶ全ての貿易業務プロセスを迅速かつ便利にシームレスに処理できるよう単一化されたWorkspaceを提供。

<<サービスの詳細>>

#### (i) 輸出業務

輸出契約後、輸出信用状の通知、通関、船積、入金などの諸業務を電子的に処理し、体系的に管理するシステム。

#### (ii) 輸入業務

輸入契約後、輸入信用状の開設、船積書類の入手及び通関、代金支払いなどの諸業務を電子的に処理し、体系的に管理するシステム。

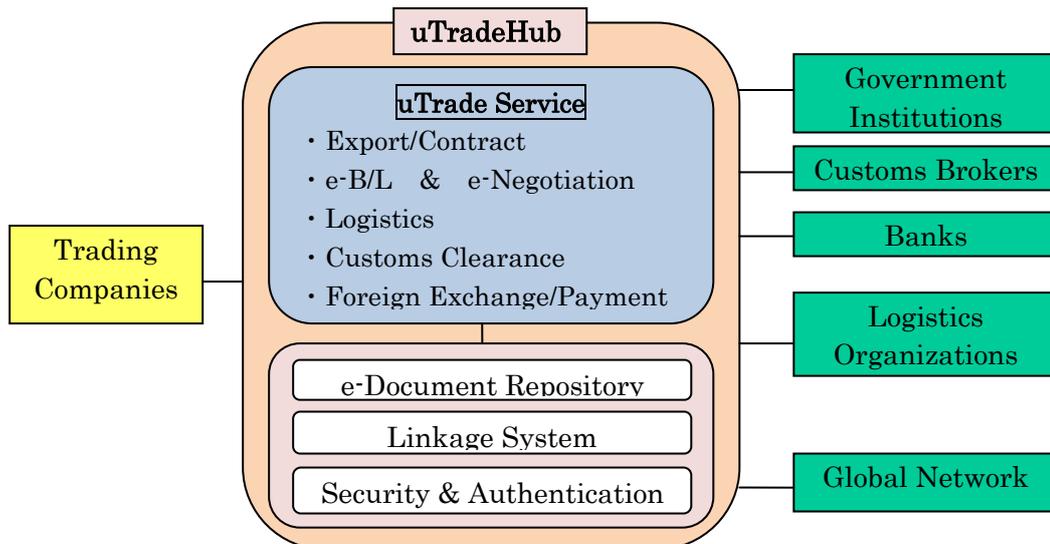
#### (iii) 国内購買／国内供給

輸出会社が商品を製造、加工するために必要な原材料又は完成品を国内で円滑に調達する（国内購買）ため、内国信用状や購買確認と関連した物品売渡確約、内国信用状／購買確約書の発行、税金請求書、物品受取証発行、代金決済などの諸業務を電子的に処理し、体系的に管理するシステム。

供給会社が輸出用物品を輸出会社に納品（国内供給）し代金を回収するために内国信用状や購買確認と関連した物品売渡確約、内国信用状／購買確認書の通知、税金請求書の発行、物品受取証受信、販売代金取り立て（買取）依頼などの諸業務を電子的に処理し、体系的に管理するシステム。

#### (iv) 要件確認業務

税関長の確認制度の下で、確認機関が貿易会社の要請に従い通関における許可、推薦、申告、検査、試験方法、型式承認などの業務を電子的に処理し、体系的に管理するシステム。



(出典) [http://www.utradehub.or.kr/porgw/japanese/html/jap\\_main.html](http://www.utradehub.or.kr/porgw/japanese/html/jap_main.html)

#### ④ uLogis

迅速な貨物処理、業務機能の強化及び効率性を向上させるための物流会社（船社、航空会社、フォワーダーなど）向けサービスで、輸出入物流会社の業務プロセスと自動的に連携し、時間と場所の制約を受けずにインターネットで保税貨物の処理業務を遂行できる輸出入貨物の統合業務処理サービス。

<<サービスの詳細>>

##### (i) MFCSサービス

- ・国内輸出入貨物の総量を管理するために船舶や航空機に積載された貨物の総括目録である積荷目録を税関に提出しなければならない船社及び航空会社に代わって、傭船社とフォワーダーらの貨物目録を集めて提出できるように支援するシステム。

##### －MFCSの機能

###### \* 積荷目録集合機能

船社／航空会社が提出したマスター積荷目録とフォワーダーが提出したHouse積荷目録を一つの積荷目録として集約して税関に提出。

###### \* 物流会社間の情報共有機能

積荷目録集約過程から税関の積荷目録審査まで全過程をリアルタイムで照合し、保税倉庫、保税運送者など関連物流会社が積荷目録情報を共有しながら必要時に随時活用できる。

##### (ii) 海上／航空AMS

###### ・海上AMS：

米国行きの海上貨物に対して船社及びフォワーダーが貨物船積24時間前に船積商品に関する情報を米税関に事前申告できる。

###### ・航空AMS：

航空会社が事前申告が必要な場合、フォワーダーが伝送した貨物情報を航空会社の中継するサービス。

##### (iii) e-D/O

- ・海上輸入貨物を引き渡すための **Delivery Order** 発行業務などをオンラインで処理するサービス。

##### (iv) e-B/L

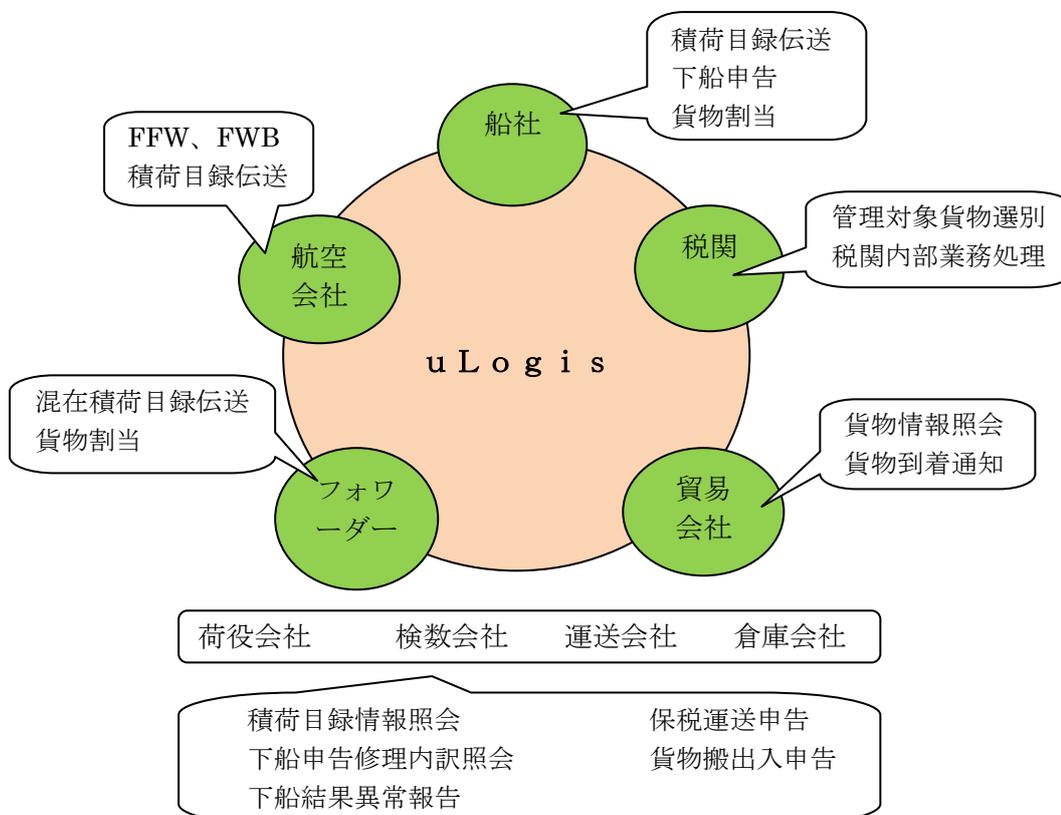
- ・貿易会社から船積み要請を受信し、貿易会社に **e-B/L** を発行するサービス。
- ・自社システムがない場合でも船社やフォワーダーがインターネットを通じて **uTradeHub** にアクセスすることで利用可能。

##### (v) 航空APIS

- ・国内に入出港する航空便に対して乗客／乗員名簿を関税庁及び法務部入国管理所などへ提出する支援サービス。

(vi) 航空GD

- ・国内に入出港する航空便に対して入出港報告を提出できるようにする支援サービス。



(出典) [http://www.utradehub.or.kr/porgw/japanese/html/jap\\_main.html](http://www.utradehub.or.kr/porgw/japanese/html/jap_main.html)

⑤ uBankers

uBankersサービスは、外部システムとの連携が支援されない銀行を対象に、e-L/C、e-Nego及びその他の信用状と関連したサービスを貿易会社に提供できるように銀行業務を具現させたポータル。

<<サービスの詳細>>

(i) e-L/Cサービス

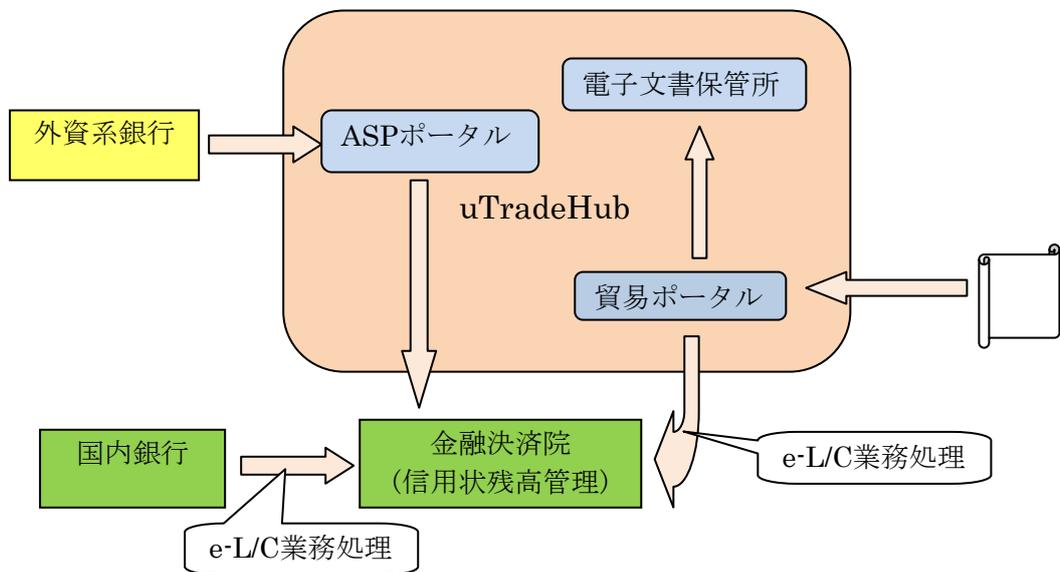
- ・ペーパーでの文書に基盤を置いた既存の信用状とは異なり電子的な方式で通知される信用上のもので、原本が電子文書保管所に保管され、オンラインで流通される信用状。
- ・e-L/Cサービスは、e-L/Cを流通させるために必要な業務を支援するサービスであり、銀行では信用状通知、原本交付、e-Nego、信用状譲渡などの業務を支援。
  - －信用状の通知、条件変更信用状の通知
  - －貿易金融内訳管理
  - －信用状譲渡

－共通業務（コード管理、会社及び取引約定の管理）

(ii) e-Negoサービス

・e-L/C基盤の信用状を買取処理し、D/A、D/Pなどの買取を電子的に処理する業務であり、貿易会社がUTHで申請した買取申請を処理する。UTHでe-Negoの添付した書類の原本及び写本の紹介を出力し、買取業務を処理するよう構成された電子買取システム。

- －輸出荷為替手形買取申請の受付
- －輸出荷為替手形買取結果の通知
- －添付書類（原本／写本）の照会及び出力



(出典) [http://www.utradehub.or.kr/porgw/japanese/html/jap\\_main.html](http://www.utradehub.or.kr/porgw/japanese/html/jap_main.html)

⑥ uTradeSearch

「マーケティング情報統合検索システム (uTradeSearch)」は、uTradeHub上で貿易サービスのみならずマーケティング情報までオンラインで提供するために構築され、国内の有名な貿易専門サイトの貿易関連情報を一つにまとめて貿易に関する専門的な情報を検索できるよう統合検索サービスを提供。誰でも自由に検索できる。

<<特徴>>

- ・uTradeHub及び独立URL (www.utradesearch.or.kr) でアクセス可能
- ・公共・民間と連携した統合貿易資料の提供
- ・マーケティング情報に関する専門知識をもった会社との情報連携
- ・各連携機関別貿易情報の統合・詳細検索機能
- ・情報類型別に連携情報を提供

## ⑦ uCustoms

インターネット通関支援サービス（eCustomsFrame）は、KTNETと通関士会が相互協力してサービスする輸出入通関業務電子サービスであり、VAN/EDI方式の既存のユーザー環境のみならずインターネットを使って通関業務を便利に遂行し、貿易／通関／物流連携のプラットフォームの土台をなすとともにシームレスな電子貿易の一角をなすシステム。

通関士の通関業務のためにインターネット基盤で支援し、既存の通関士システムとの連携を強化し、通関情報の相互共有はもちろんKTNET内／外部の既存通関、貿易、物流情報システムと連携／統合サービスする通関ポータル新しいシステム。

### <<サービスの詳細>>

- ・輸出入通関／還付関連業務の情報照会及び出力サービス
  - －輸出申告情報、輸入申告情報及び還付申請などに関する情報の照会・出力
- ・貿易会社及びフォワーダー／通関士へリアルタイムでのお知らせサービス（SMS、FAX、e-Mail、WebMail利用）
- ・I/V、P/L及び積荷目録情報を通じたリアルタイムでの通関依頼サービス
- ・要件確認機関サービス（ASPLine）との連携を通じたリアルタイムでの承認情報提供サービス
- ・輸出申告情報のフォワーダーへの伝送サービス
- ・MFCS連携による物流情報照会サービス
- ・cTradeInfo連携による照会サービス
- ・蔵置場搬入のリアルタイムでの通報サービス
- ・輸出船積情報、輸入貨物申告情報の統合照会サービス

## (3) UNI-PASS（KCS：関税庁）

UNI-PASSは関税庁が輸出入業務を効率的に行うために開発したコンピュータシステムで、輸出入の通関業務処理のスピードアップを図ることで、物流費用の削減のみならず、空港・港湾増設の抑制効果も有している。

UNI-PASSは世界税関機構（WCO）が推奨する国際標準を全て反映しているため、世界のどの国でも利用できるシステムであり、2009年には、世界銀行（World Bank）が選定した「Doing Business 2010」輸出入通関部門で1位を獲得した。

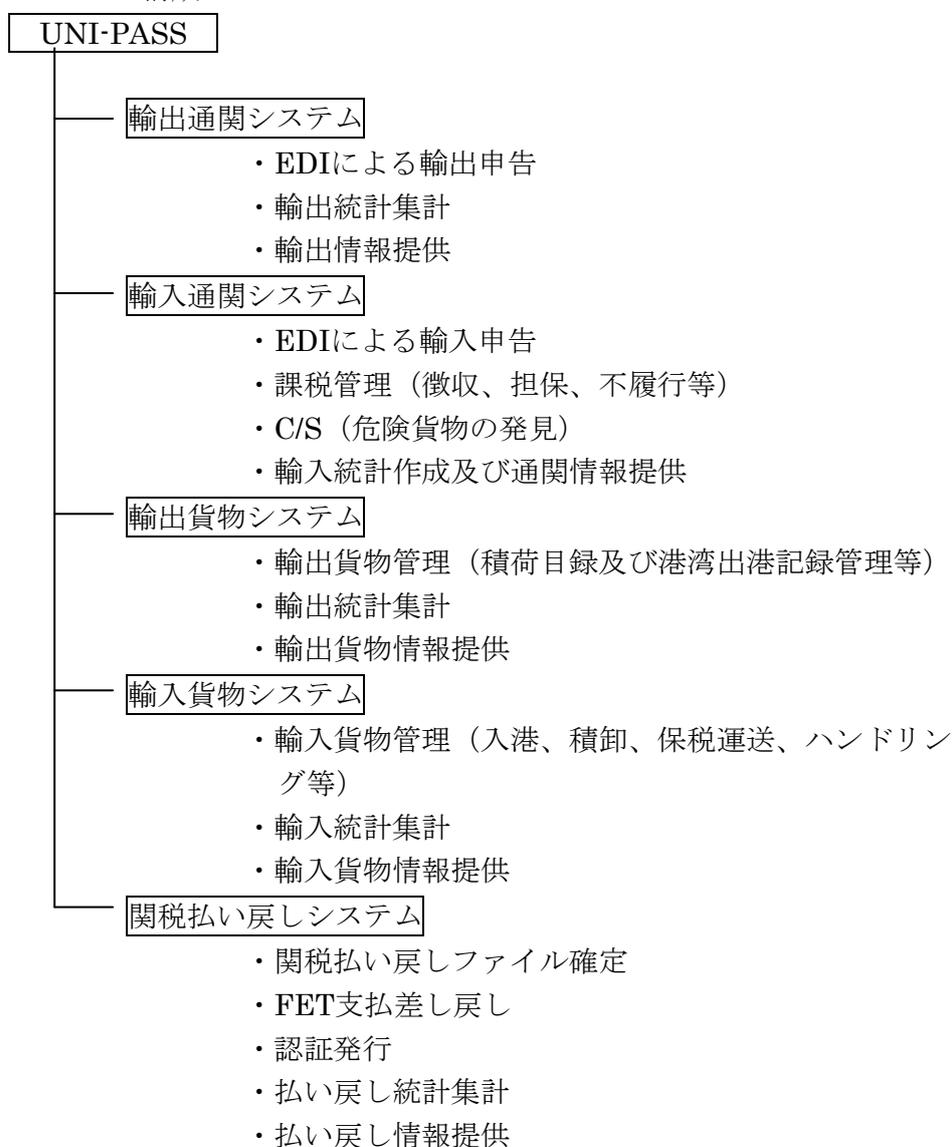
UNI-PASSは、2005年のカザフスタンを皮切りにドミニカ、モンゴル、グアテマラ、エクアドルなどに輸出されている。また、韓国政府は、2010年3月、韓国の電子通関システムの輸出促進に向け、政府が契約・輸出の方法にさまざまな支援策を実施することとし、電子通関システム輸出促進策を策定した。UNI-PASSは通関、貨物管理、徴収、還付など処理過程別に64のモジュールに区分され、必要に応じてこれら個々のモジュールを部分的に輸出す

ることも可能となっている。

① 税関システム自動化の目的とシステムの構成

- ・ 正確かつ迅速な通関手続きの確立による効率的な税関サービスの達成
- ・ 通関手続きに必要とされる時間及びコスト、またロジスティクスのコスト削減による競争力の強化
- ・ 正確かつ迅速な手続きによる税関管理関連情報提供による公共サービスの改善
- ・ 違法貿易、マネーロンダリング活動に対する体系的な管理基盤の構築
- ・ インターネット及びグループウェアを通じた電子政府基盤の構築

② システムの構成



#### (4) KL-Net のシステム

##### ① Port Community : Port-MIS (e-Port Management Information Service)

Port-MISは船会社とターミナルオペレーターがEDIを通じて船舶の入港、出港に関する書類を国土海洋部に提出する際に利用される港湾EDIシステムである。Port-MISの導入目的は港湾の効率的運営、管理、科学的管理及び顧客重視のサービスである。

Port-MISは船舶の発着、貨物積卸、支払請求、貨物業務、港湾施設及び政策決定を管理する情報システムであり、顧客としては船会社、運送会社、検疫所、海洋資産部がメインである。また、Port-MISは、船舶及び貨物の港湾への出入データを処理し、国内外のユーザーに対し、インターネットを通じて船舶の発着、貨物関連情報と海洋水産部の業務情報等の情報をリアルタイムに提供する。

##### <<Port-MISの業務概要>>

Port-MISは次のとおり船舶管理、貨物管理、関税管理及び統計処理の機能を有している。

- ・船舶管理：船舶到着／出発、岸壁管理、船舶管理、港湾管理
- ・貨物管理：港湾管理、貨物処理情報管理、危険物管理
- ・関税管理：税徴収
- ・統計処理：船舶入港／出港、貨物、コンテナ
- ・業界団体管理：タグボート協会、パイロット協会、検疫局へのサポート

##### <<Port-MISの導入効果>>

課税徴収や港湾手続関連書類の電子化により申請に必要な書類数が75から16に減少し、そのプロセスも2時間から2分に短縮された。また、輸出入業者や機関がPort-MISシステムを通じて必要な情報を共有していることにより、1回の申告で輸出入手続きの完了が可能となり、申告プロセスも3時間から2分に短縮され、年間で4,900億ウォンの経費が削減された。

##### ② SP-IDC (Port Community)

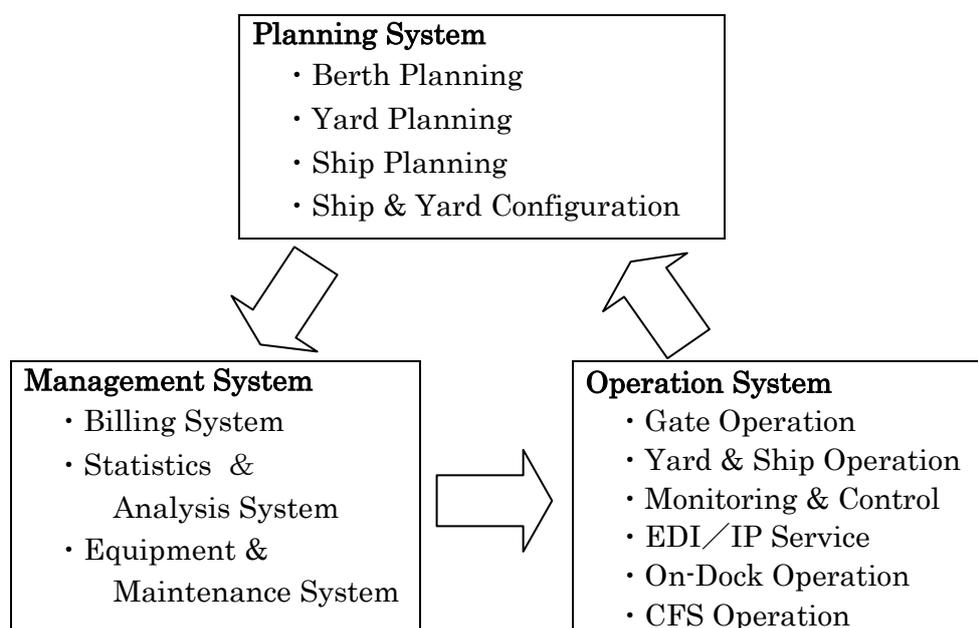
SP-IDCは、Webベースでの総合ロジスティクス情報システムであり、統合された港湾ロジスティクス情報データベースの下で公的部門と民間部門の双方が同一の情報を共有することができ、これによりロジスティクス関係者（各地の港湾管理当局、船社など）が容易な意思決定を行えるよう支援するものである。

SP-IDCは、世界的なロジスティクス情報 (Global logistics information)、方針策定支援 (Policy support)、船舶分析 (Vessel analysis)、国内港湾サービス情報 (Port civil service information)、国内ターミナルサービス情

報 (Terminal civil service information)、統計 (Statistics zone) 及び情報 (Information Zone) の7つの主要サービスで構成されている。

### ③ ATOMS (Marine Terminal)

ATOMSは、船舶及びヤードの使用計画、機材の迅速な提供を自動化することによりヤードでの処理量等を最大限にし、船舶の停泊時間と貨物の引き渡しに要する時間を最小限にすることを目的としたシステムで、計画システム (Planning system)、管理システム (Management system) 及び運用システム (Operation system) から構成されている。

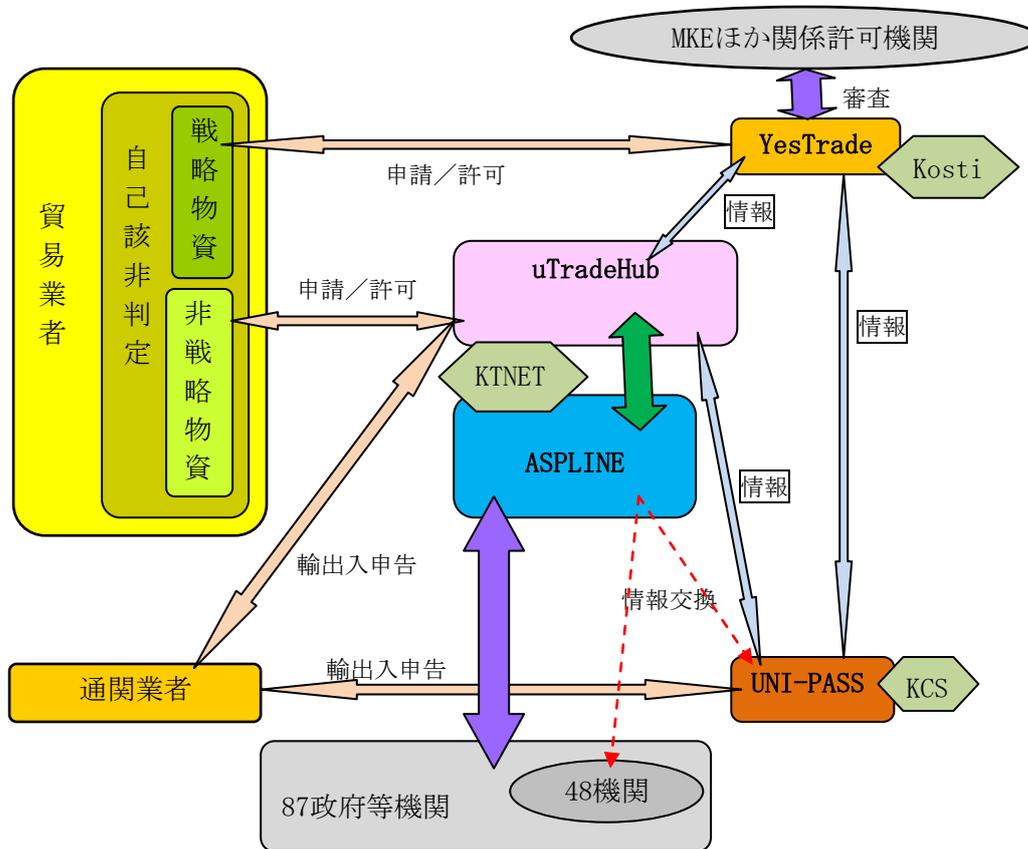


### ④ その他

これらのシステムのほか、特殊及び機能別の一般貨物ターミナルを提供することを目的とする「GTOMS」、高出力LED投光機、リモートコントロール及びモニタリング、多様なタイプのセンサーの運用を支援するシステムを含む「Green Port Lighting System」、コンテナの位置追跡、コンテナの状態 (door open) モニタリング、リアルタイムでのモニタリング、異常が生じた場合の処理のための「GCTC」、RFIDとレガシーシステム間で大量の情報を安定的に処理する次世代ミドルウェア・プラットフォームである「ULINKERS」がある。

(5) 各システムの連携

上記の各システム（ただし、KL-NETが維持・管理している港湾管理システムを除く。）は、次図のとおり連携しており、情報の共有が図られている。



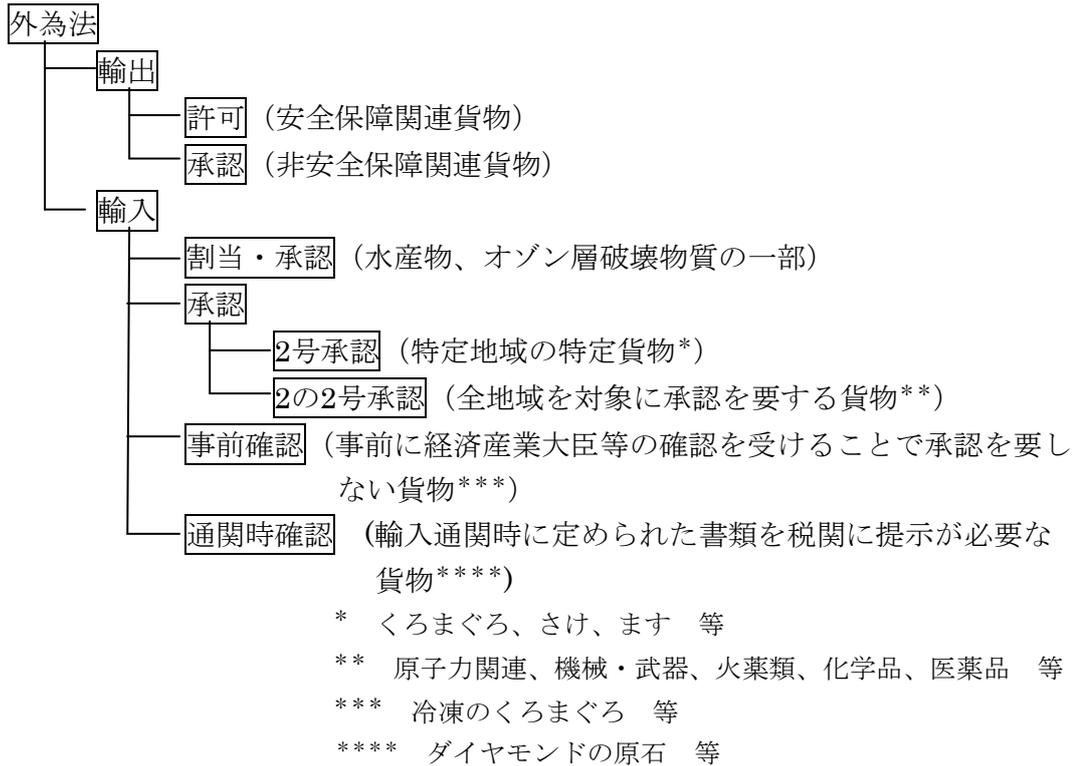
(注) 一般ユーザーのログインID、パスワードは、uTradeHub、YesTrade、UNI-PASS とともに共通である。ただし、ASPLINE は政府機関情報交換・審査等専用システムであり、一般ユーザーはアクセス不可である。



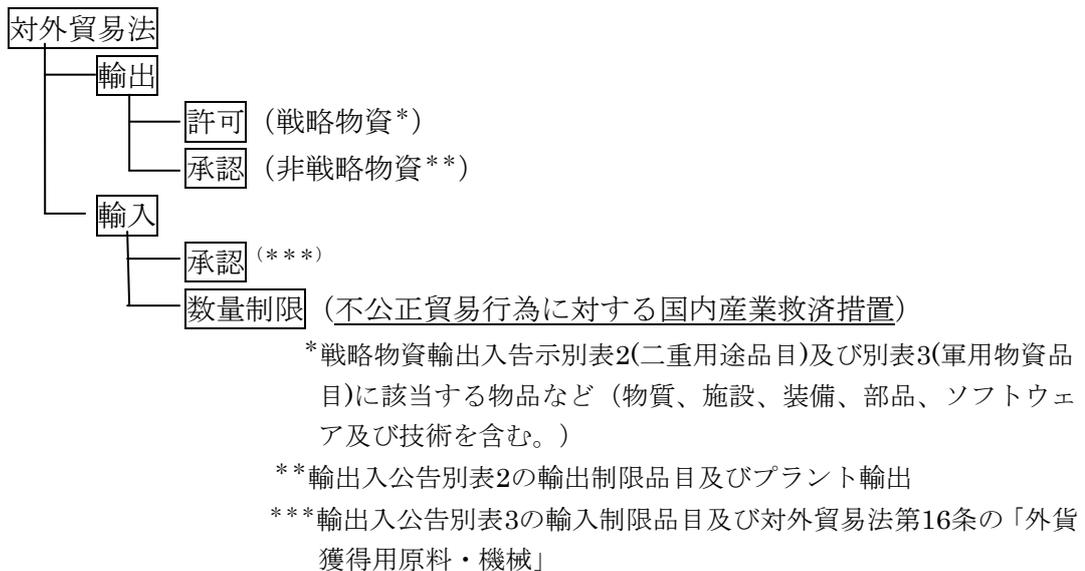
においては対外貿易法によるほか、両国ともこれら法令以外の国内法（国際条約等に基づく義務の履行のための立法措置を含む。）にも規定されている。なお、韓国の場合、我が国の水産物輸入に見られる数量割当と同等な措置は見られず、不公正貿易行為によって国内産業等が被る被害救済措置としての「輸入数量制限」（対外貿易法第4章）が明記されている。

外為法及び対外貿易法の輸出入規制措置の体系図は以下のとおり。

<日本>



<韓国>



### 3. 添付書類

#### (1) 日本の場合

電子申請を行う場合の添付書類を申請種別ごとに「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）で次表のとおり規定しており、これら書類は送り状を添付して当該電子申請窓口に提出（又は郵送）するか又は当該書類に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとされている。

なお、電子申請の取扱いとして、『電子申請の運用については、この通達（「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」）によるほか、特定手続等が書面の提出により行われる場合に適用される通達等によるものとする。その場合、「書」又は「書類」等には当該「書」又は「書類」等に記載された事項の電子的な情報を含むこととし、かつ、「提出」には「特定入力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録」も含むこととする。』とされており、経済産業省HPに掲載されている「輸出申請」の項に掲げられた輸出入許可・承認等を要する貨物別の「申請書類一覧」を整理したものを参考資料に掲げている添付書類の提出が求められている。また、外為法第48条第1項の規定による輸出許可申請にあたっては、“貨物”、“仕向地”、“需要者の未定／確定”等別に提出すべき書類が異なった規定になっている。

（参考資料12. 我が国の輸出承認申請が必要な貨物及び必要申請書類）

（参考資料13. 我が国の安全保障関連貨物(輸出)申請書類一覧）

（参考資料14. 我が国の輸入承認申請等に要する添付書類の例）

電子申請		規定及び添付書類
輸出	輸出許可	運用通達(*1)1-1(2) (ハ) (b) 及び (c) に規定する書類の写し及び別紙参考様式1による原本証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 一 契約書（許可申請のみの場合には取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる）</li> <li>〔 一 その他別に定める書類</li> </ul>
	輸出承認	運用通達 2-1(2) (ハ) に規定する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔 一 申請理由書</li> <li>〔 一 契約書の写し（取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる）</li> </ul> ※別に定める品目別輸出承認基準等による場合は、その基準等に定めるところによる。
	許可内容の訂正	訂正を要することを証する書類の写し及び原本証明書
輸入	輸入承認・割当	申請しようとする貨物に係る輸入公表又は輸入注意事項に規定する書類及び原本証明書
	事前確認	申請しようとする貨物に係る輸入注意事項に規定する書類及び原本証明書

	承認・割当・確認情報の内容訂正	訂正を要することを証する書類及び原本証明書
包括許可	一般包括許可	包括通達(*2) I 1 (2) (ハ)～(ニ)までに規定する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 「輸出管理内部規定の届出等について」に定める輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の写し</li> <li>－ 適格説明会の受講実績</li> </ul>
	特定包括許可	包括通達(*2) II 3 (2) (ハ)～(ハ)までに規定する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ チェックリスト受理票の写し</li> <li>－ 適格説明会の受講実績</li> <li>－ 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書</li> <li>－ 継続的な取引実績又は見込みを示す書類</li> </ul>
	許可情報の変更	一般包括許可、特定包括許可の規定に準ずる
	許可情報の更新	

(\*1)運用通達：輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月26日付け輸出注意事項62第11号）

(\*2)包括通達：包括許可について（運用のための輸出注意事項）（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第8号）

## (2) 韓国の場合

韓国の場合は既述（「II. 3. 許可等申請手続きと添付書類」参照。）したとおり輸出入公告及び戦略物資輸出入告示で輸出入許可・承認申請を行うにあたって提出を要する添付書類が定められており、概要を再掲すれば次の通り。

### ① 非戦略物資

対外貿易法施行令第18条第1項では、「法第11条第2項本文により物品等の輸出又は輸入の承認を申請しようとする者は、申請書に『知識経済部長官が定める書類を添付して』知識経済部長官に提出しなければならない。」と規定されているが、対外貿易法第12条に基づく輸出入公告には添付書類の定めがない。既述の通り、韓国においては戦略物資の輸出を除き輸出入規制品目についてはその多くが税関長の具備要件の確認対象貨物となっており、また、その承認機関も行政機関、地方自治体等、研究機関、物資所管団体・機関の長に権限が委任されている（参考資料6参照）。

戦略物資以外の規制対象貨物の輸出入承認申請システムを運営しているKTNET社から得た情報では、同社が運営するuTradeHubと連携している“ASPLINE（輸出入関連機関電子申請システム）を通じて輸出入承認申請を行う場合には書類の添付は不要”とのことであり、簡略化が図られている。ただし、契約内容、製品内訳に係る情報を入力する必要がある（参考資料8参照）。

### ② 戦略物資等の輸出

(i) 戦略物資の輸出許可申請にあたっては戦略物資輸出入告示第20条の規定に基づき戦略物資輸出許可申請書に加え対象貨物によって若干の相違があるものの次表に示す書類を添付する必要がある。

添付書類	(i) 個別許可 (1)	(ii) 技術のみ	(iii) 核燃料等 (2)
一. 輸出信用状、輸出契約書、輸出価格契約書(意向書及びこれに準ずる書類を含む)のうちいずれか	○		○
二. 別紙第5号書式による戦略物資の技術的特性明細書	○	○	○
三. マニュアル、商品案内書又は仕様書など輸出品目の性能や用途及び輸出対象技術の内容を示す書類	○	○	○
四. 輸入国政府が発行する戦略物資輸入目的確認書又は別紙第2号書式による最終荷受人陳述書。ただし、別表4の化学兵器禁止協約統制品目のうち3種化学物質を化学兵器禁止協約加入国以外の地域に輸出しようとする場合には輸入国政府が発行した確認書	○	○	○
五. 別紙第3号書式による輸出者誓約書	○	○	○
六. 別紙第2号の2書式による最終使用者誓約書(最終使用者が2人以上の場合は最終使用者の数だけ提出)	○	○	○
七. その他、輸出許可機関の長が必要と認める書類	○	○	○
八. 技術輸出契約書案(韓・英文)		○	
九. 別紙第1号の3書式による戦略物資輸出許可技術明細書		○	
十. 公認試験機関又は研究機関の代表者の署名がある成分表			○

(1) 貨物及び技術

(2) 原子力転用品目に該当する戦略物資のうち核燃料又は核物質、重水素又は重水素化合物、人造黒鉛、ニッケル粉末(純度99.9%以上)、核燃料物質製造用の還元剤又は酸化剤の輸出。

(ii) 包括輸出許可を申請する場合

包括輸出許可には「一般包括輸出許可」と「特定包括輸出許可」があるが、これらの利用が可能な者はいずれも“自律遵守貿易取引者”に指定された者に限られる。

a) 一般包括輸出許可を受けようとする自律遵守貿易取引者は、戦略物資包括輸出許可申請書を輸出許可機関の長に提出すればよく、特に添付書類の提出を求められていない。ただし、自律遵守貿易取引者が「カ」地域(多者間国際輸出統制体制の全てに加盟している国・地域)に所在する委託者と受託加工契約を締結したときは、目的地が「ナ」地域(「カ」地域以外の国・地域)の場合であっても一般包括輸出許可を申請することができるが、この場合は、特定包括輸出許可の申請に準ずることとなる。

b) 特定包括輸出許可を受けようとする自律遵守貿易取引者は、戦略物資包括輸出許可申請書に次の書類を添付する必要がある。

- 一 包括輸出許可申請対象品目の輸出実績及び計画書
- 二 申請品目の輸入者及び最終荷受人の概要
- 三 輸入者の最終荷受人陳述書
- 四 包括輸出許可申請品目の明細書及び用途説明書
- 五 その他、輸出許可機関の長が必要と認める書類

(iii) 許可事項の変更申請の場合

戦略物資輸出許可書の発給を受けた者がその輸出許可事項を変更しようとする場合は戦略物資輸出許可事項変更申請書を該当許可機関の長に提出しなければならないが、特に添付書類の提出は求められていない。ただし、技術のみを輸出する場合で次のいずれかに該当するときは技術輸出許可を再申請しなければならない。

- 一 当該品目の最終目的地（国家）及び最終使用者の変更
- 二 当該品目の使用用途の変更
- 三 当該品目以外の統制番号が異なる技術の追加など

なお、包括輸出許可の場合は、“HS番号及び戦略物資統制番号が異なる品目が追加される場合”及び“最終荷受人が追加される場合”に輸出許可事項の変更が必要となるが、この場合であっても戦略物資包括輸出許可変更申請書を該当する輸出許可機関の長に提出することで足りる。

③ 添付書類の一部免除

(i) 対外貿易法関係（戦略物資の輸出許可申請関係）

次のような場合には書類の添付が一部免除される。

- a) 許可対象品目を戦略物資輸出地域区分の「カ」地域に輸出しようとする場合は、前表(i)の一～六までの書類提出が免除される。
- b) 技術のみの輸出(前表(ii))及び原子力転用品目の一部(前表(iii))について、事前判定を申請した許可対象貨物の輸出については、すでに提出済みの判定申請書類を確認できる判定発給番号を許可申請書に記載することを条件に、前表(i)の二又は三の書類提出が免除される。
- c) 許可申請を行った輸出案件の輸入者、最終荷受人及び最終使用者が同一の場合は前表(i)の四の書類提出が免除される。
- d) 原子力供給国グループ関連の原子力転用品目及び二重用途品目を原子力供給国グループの参加国に輸出する場合は前表(i)の四～六の書

類提出が免除される。

e) 次のケースにおいては、前表(i)の四の輸入目的確認書又は最終荷受人陳述書の提出が免除される。ただし、技術のみの輸出の場合で許可を受けなければならない場合を除く。

- ・ 外国で修理又は再生した後に再搬入する目的で搬出する場合
- ・ 外国で開催される博覧会、見本市又は展示会などに出品する目的で搬出したものを再搬入することが条件の場合
- ・ 船舶又は航空会社が外国の支社に自社の船舶又は航空機の修理用部品及び部分品を輸出する場合
- ・ その他、許可機関の長が認める場合

(ii) 電子貿易の促進に関する法律及び同法施行規則による添付書類に関する特例

電子貿易の促進に関する法律第19条及び同法施行規則第7条で「申請等に必要な添付書類に関する特例」が規定されており、知識経済部長官は、貿易関連法令等で定める申請等に必要な添付書類が電子貿易基盤施設に保管されている場合に、添付書類の提出を免除することができる（電子貿易促進に関する法律第19条第1項）が、添付書類の提出を免除するときは、予め関係中央省庁の長と協議し、その範囲を告示しなければならない（同条第2項）としている。

また、法律第19条の規定に基づく申請等に必要な添付書類に関する特例の詳細が同法施行規定別表2に掲載されている。（参考資料11参照）

#### 4. 申請に必要な項目

##### (1) 書面申請での項目比較

我が国の場合、輸出の許可及び輸出の承認の申請書様式（輸出許可申請書、輸出承認申請書）はほぼ同様で、輸入の割当及び輸入の承認の申請書様式（輸入（割当・承認）申請書）は同じ様式を使い分けており、また、これら申請書への記載事項は比較的簡易なものとなっている。

一方、韓国の場合、戦略物資の輸出許可申請書と非戦略物資の輸出ライセンス申請書とでは記載事項が若干異なるものの、我が国に比べて記載項目は多い。両国の項目を比較すると以下のとおり（許可機関が記入する項目を除く。）。

◇非安全保障関連貨物（非戦略物資）のみの輸出の場合

日本（輸出承認申請書）	韓国（輸出ライセンス申請書）
<p>申請者</p> <p>記名押印又は署名 申請年月日 住所 電話番号</p> <p>取引の明細</p> <p>(1)買主名・住所 (2)荷受人・住所 (3)仕向地・経由地 (4)商品内容明細 商品名 型及び等級 輸出貿易管理令別表第2貨物番号 単位 数量 価額 単価、総額</p>	<p>①輸出者</p> <p>事業者登録番号 商号 住所 代表者名</p> <p>②申請者</p> <p>取引番号 商号 住所 代表者名</p> <p>③原産地</p> <p>④バイヤー又は契約者本人</p> <p>⑤信用状又は契約書番号</p> <p>⑥契約総額</p> <p>⑦支払期間</p> <p>⑧支払い条件</p> <p>⑨船積港</p> <p>⑩HSコード</p> <p>⑪品名及び規格</p> <p>⑫単位／数量</p> <p>⑬単価</p> <p>⑭価額</p>

（参考資料 15. 非戦略物資の輸出入ライセンス申請書様式）

◇安全保障関連貨物（戦略物資）の輸出の場合

日本（輸出許可申請書）	韓国（戦略物資(再)輸出許可(申請)書）
<p>申請者</p> <p>記名押印又は署名 申請年月日 住所 電話番号</p> <p>取引の明細</p> <p>(1)買主名・住所 (2)荷受人・住所 (3)需要者(貨物を費消し、又は加工する者)・住所 (4)仕向地・経由地 (5)商品内容明細 商品名 型及び等級</p>	<p>事業者登録番号</p> <p>1. 輸出者（商号、住所、氏名、電話番号）</p> <p>2. 輸出者の実務担当者（氏名、電話番号、メールアドレス）</p> <p>3. 輸入者（商号、住所、氏名、電話番号）</p> <p>4. 製造者（商号、住所、電話番号）</p> <p>5. 最終荷受人（商号、住所、氏名、電話番号）</p> <p>6. 信用状又は契約書番号</p> <p>7. 最終需要者 *最終需要者の数が2人以上の場合 “別紙提出”と記載して別紙に一連番号、最終需要者の商号、住所、</p>

輸出貿易管理令別表第1貨物番号 単位 数量 価額 単価、総額	氏名、電話番号を記載。 8. 許可申請事由（該当欄に✓印表示） <input type="checkbox"/> 輸出 <input type="checkbox"/> 再輸出 （輸入目的確認書番号・発給日付） <input type="checkbox"/> 未搬入戦略物資の輸出 （輸入目的確認書番号・発給日付） 9. 原産地 10. 最終目的地及び到着港 11. 価格条件 12. 事前判定発給番号 13. HS番号 14. 分類番号 15. 品名及び規格 16. 単位及び数量 17. 単価 18. 価額 19. 最終使用用途 20. 決済条件 申請年月日 申請人 署名又は捺印
--	--

(2) 電子申請の場合の項目比較

我が国の場合、電子申請にあたっての申請項目は「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）により、輸出／輸入別、貨物別、新規／訂正別に申請項目が規定されており、同項目は必須項目、条件付き必須項目、任意項目に分かれている。その項目数を示せば次のとおり（いずれも新規申請の場合）。

区分		輸出貿易管理令（令）／輸入公表（表）	申請項目数				
			必須	条件 必須	任意	合計	
輸出	許可	外為法第48条第1項	40	1	61	102	
	承認	令第2条第1項	共通	36	1	51	88
		令別表第2-21の3	麻薬等原材料	49	1	48	98
		令別表第2-35	オゾン	43	1	57	101
		令別表第2-35の2	バーゼル	38	1	57	96
		令別表第2-36	ワシントン	38	1	58	97
輸入	割当		13	4	11	28	

承認・割当		13	4	10	27
承認		12	7	10	29
2号承認		14	4	13	31
事前確認	表三の7の(2)、(3)、(4)及び(5) (水産物)	19	22	6	47
	表三の7の(6)、(7)及び(8) (ワシントン)	13	15	6	34

(参考資料16. 我が国の電子申請の際の申請項目一覧)

安全保障関連貨物の輸出許可申請を例に、書面での申請書記入項目と電子申請の際の申請項目を比較すると次のとおりであり、電子申請の場合の申請項目数が多いことが分かる。

書面申請の場合の記載項目	電子申請の場合の申請項目(必須項目)
申請者 記名押印又は署名 申請年月日 住所 電話番号 取引の明細 (1)買主名・住所 (2)荷受人・住所 (3)需要者(貨物を費消し、又は加工する者)・住所 (4)仕向地・経由地 (5)商品内容明細 商品名 型及び等級 輸出貿易管理令別表第1貨物番号 単位 数量 価額 単価、総額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請窓口コード</li> </ul> 申請者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分</li> <li>・コード</li> </ul> 担当者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・部署名</li> <li>・氏名</li> <li>・電話番号</li> </ul> 買主 <ul style="list-style-type: none"> <li>・買主名</li> </ul> 所在地 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国コード</li> <li>・住所</li> </ul> 荷受人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷受人名</li> </ul> 所在地 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国コード</li> <li>・住所</li> </ul> 支払人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払人名</li> </ul> 所在地 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国コード</li> <li>・住所</li> </ul> (最終)需要者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(最終)需要者名</li> </ul> 所在地 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国コード</li> <li>・住所</li> </ul> 取引明細 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品名</li> <li>・型式又はモデル番号</li> </ul>

	数量 <ul style="list-style-type: none"> <li>・数量</li> <li>・単位</li> </ul> ・ <u>通貨コード</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>単価</u></li> </ul> 建値 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>コード</u></li> <li>・<u>地域名</u></li> <li>・<u>合価</u></li> </ul> 総合計 価額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>通貨コード</u></li> <li>・<u>価額</u></li> </ul> ・ <u>積出港</u> 仕向地 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国コード</u></li> </ul> 経由地 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国コード</u></li> <li>・<u>契約年月日</u></li> </ul> 貨物項番 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>表番号</u></li> <li>・<u>貨物番号</u></li> </ul> 省令項番 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>省令番号</u></li> <li>・<u>貨物／役務の別</u></li> <li>・<u>貨物の用途</u></li> <li>・<u>変動率</u></li> <li>・<u>紙交付希望の有無</u></li> </ul>
--	--

一方、韓国の場合は「紙ベースでの申請が許されている場合も、電子申請の場合と同じ項目が要求される（KTNETの回答）」とされており、申請項目数及び内容に相違はないと考えられる。

(注) 韓国での申請方法（紙ベース申請／電子申請）についてKTNETは「現在24の政府等機関が電子申請のみの受付となっている。」としており、他の機関では“紙ベース”での申請も受け付けている可能性がある。

また、対外貿易法及び電子貿易促進に関する法律においても「電子申請を義務付ける規定」は存在しない。

## V. まとめ

本調査の目的は「貿易管理手続の電子化で先行する韓国における国際条約を履行するための輸出入ライセンス申請手続きの電子申請様式を網羅的に調査し、対応する我が国の電子申請様式と比較して相違点を明らかにすることにより、今後の貿易管理手続の電子申請様式の改善に資すること」である。

本調査事業を通じて収集した情報については既述のとおりであるが、韓国において貿易管理手続の電子化が進展している背景には、電子政府の推進とそのため法の整備、強力なリーダーシップの存在、民の視線・要望に基づく電子化の推進など官民一体となった推進体制により推進されてきたことがあげられる。

以下に、我が国との相違点を概観する。

### 1. 法体系

我が国と韓国の貿易管理に関する法体系は既に見てきたとおりであるが、“電子化”という観点でみると、韓国の場合は、対外貿易法において“科学的貿易業務の処理基盤の構築”を知識経済部長官の義務とし、“科学的貿易業務の処理基盤を構築・運営する者への必要な支援”を謳うとともに、“戦略物資管理院を設立して戦略物資輸出入管理情報システムの構築・運営にあらたせる”規定を設けるなど輸出入許可・承認等の手続に係る規定に加えて電子化の推進規定も含んでいるという特徴がある。また、「電子貿易促進に関する法律」においても電子貿易基盤施設（e-Trade Platform）の構築と電子貿易基盤事業者の指定、電子貿易専門サービス業者の登録、電子貿易文書の標準化・有効性の確保など電子化のためのインフラ整備と利用促進に係るより具体的な措置並びに政府による助成措置が規定されている。

### 2. 電子申請手続きの義務化

電子申請の義務化については、韓国も我が国同様「輸出入の許可・承認申請（税関への輸出入申告を除く。）を電子的に行わなければならない。」との法律上の義務規定は存在しない。対外貿易法においても「法第11条第2項本文により物品等の輸出又は輸入の承認を申請しようとする者は、『申請書に知識経済部長官が定める書類を添付して』知識経済部長官に届出しなければならない。」と規定され、また、戦略物資輸出入告示では、「許可申請にあたっては、別紙第1号書式による戦略物資輸出許可『申請書3部（申請者用、輸出許可機関用、税関用）に次の書類を添付』して許可機関の長に提出しなければならない」と規定されていることからわかるとおり、紙ベースでの手続きを前提として法律が作成されている。また、「電子貿易促進に関する法律」でも、電子貿易基盤施設の利用等に関する同法第12条の規定では「貿易業者と貿易関係機関は、『電子貿易文書を使用して』貿易業務をしようとする場合に電子貿易基盤施設を利用することができる。ただし、『電子文書の方式』により次の各号のいずれかに該当する業務を行う場合は、電子貿易基盤施設を通じなければならない。」としており、いずれも標準化された電子貿易文書を用いて行う場合に限定されている。

法令上は「紙ベースでの手続き」を原則としつつ運用面で電子的な手続きを推進する体系も我が国と同様である。

### 3. 管理面での運用状況

既にみてきたように両国の管理体系はほとんど同じである。しかしながら、我が国の許可・承認権限が経済産業大臣に集中しているのに比べ、韓国の場合は以下のような点で柔軟性をもった管理がなされていると言える。

- 1) 許可・承認権者が分散しており、審査等の分業体制が確立されている。
  - －非戦略物資に係る輸出入承認申請先は知識経済部長官となっているが、対外貿易法、同法施行令及び輸出入公告の規定によりその多くが他の行政機関、市・道知事、業界団体を含む機関の長に権限が委任・委託されている。
  - －戦略物資についても戦略物資輸出入告示で貨物・技術によって許可機関の長が定められている。
  
- 2) 戦略物資・技術の輸出許可を除き多くの規制対象貨物の輸出入管理が税関長の具備要件の確認により行われており、税関長は輸出入確認機関の長に対して通関ポータルを通じて輸出入物品に対する許可・承認・表示、その他条件の確認・証明を求めることとなっている。

### 4. 申請手続きを行うにあたっての相違点

#### (1) 添付書類

電子申請を行うにあたって提出すべき添付書類の扱い(電子的提出を義務付けるか否か)、添付すべき文書の種類と分量は大きな問題となる。

我が国の場合、添付書類は申請窓口へ提出又は郵送することも認められているが、韓国の場合は、“原則として”添付書類の電子的に送付されることが奨励されている。

添付書類を電子的に提出することにより電子的に保管され、(戦略物資の該非判定に要する添付書類も含め)以降の申請にあたっては同一文書を重複して提出する必要はない。これは、申請者にとって文書保管義務、申請時に再度添付する必要がない点でメリットがあると同時に許可機関においても関連文書の保管を紙で行う必要がないとのメリットがある。

安全保障関連貨物(戦略物資)の輸出に関する添付書類は両国ともほぼ同様である。非安全保障関連貨物(非戦略物資)の輸出入承認申請に係る添付書類の両国比較は今次調査の結果からは困難であるが、上記のとおり韓国では弾力的な運用が行われていることから、添付書類も簡素化されているものと推察できる。

また、韓国の場合は対外貿易法及び電子貿易促進に関する法律で添付書類の免除規定あるいは特例が定められており、電子申請推進の一助となっている。

#### (2) 申請項目

申請項目の比較においては、書面での申請の場合の記入項目は我が国の方が極めて少ない。しかしながら、我が国は取引内容等に係る情報として申請内容明細書、取引概要説明書等の添付を要求しておりトータルで見れば大きな差はない。

一方、電子申請の場合をみると、韓国は基本的に書面での申請と同一の項目としているが、我が国の場合は「必須項目」のみをみても書面での申請に比して格段に多い項目が設定されており、大きく異なっている。また、我が国の場合では

「任意項目」については記入する義務はないものの、これらの項目を記入した場合であっても関係添付書類の提出が免除とはならないなど申請者にとって記入するメリットが少なく、また、(申請書作成時間等も含め)負担を強いるものと考えられる。

電子申請の場合は「入力項目を如何に簡素化するか」によってその利用状況に大きく影響すると考えられることから、検討を要するものとする。

## 5. その他

(1) 電子申請の利用促進については、貿易業者への啓蒙・普及活動、教育活動等が重要であると同時に、PCをもたない貿易業者、PCを扱えない貿易業者等への支援策として“サービスステーション”的な機能を有する施設の設置も効果的である。韓国の場合、韓国貿易協会本部及び11か所の支部あるいは主要税関にPCを常備し、これら業者が通信費の負担のみで利用できる措置を講じている。また、申請代理業等も行える業者の指定・登録制度もあり、電子申請促進の役割を果たしている。

(2) システムの維持管理費については企業秘密に属すること(利用料金設定との関係か)、貿易管理システムのみでの算定が困難であること等から現地調査においても情報は入手できなかった。

また、KTNETとの意見交換において、災害時のシステムバックアップのための措置を講じていること(ただし、設置場所は企業秘密)、システムは全て Dual で運用していること、利用にあたっては基本使用料(月額)のほかに1回の申請につき1,400ウォン(申請:700ウォン/許可書:700ウォン)を徴収していること、毎年法律が変わるためにシステムのメンテナンスに費用と時間がかかることなどが確認された。

これらが、本調査事業を通じて判明した我が国と韓国の相違点であるが、電子申請の利用促進の観点からは「申請項目の簡素化」が最も効果的である。特に、我が国の場合、「申請書だけでも電子的に送付すれば添付書類等は申請窓口へ提出又は郵送でもよく、電子申請によって輸出入許可・承認書は電子的に発行され、輸出入申告にあたって提出不要」としているところ、電子申請項目を削減し、書面での申請と同様の項目にすることが極めて効果的と思料する。

電子申請項目の削減が不可能な場合は、添付書類の提出免除等の措置をとり、電子申請のメリットを付加することも重要であろう。特に、“書類の保管義務”の観点からも添付書類の扱いは大きな問題となることから、可能な限り簡素化・簡略化し、電子的な提出に結び付けることができれば双方にとって大きなメリットとなるものと思料する。

また、各地の商工会議所、日本貿易振興機構の地方事務所(貿易情報センター)等貿易関連団体・組織を活用した啓蒙普及、教育活動、PCの常備と入力支援等も効果的と考えられる。

## 【参考文献等】

本件調査にあたり、以下の文献及びインターネット情報を参照した。

- 経済産業省・政策分野別キーワード・「貿易管理」、「安全保障貿易管理」  
(<http://www.meti.go.jp/>)
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター発行  
「輸出管理ガイダンス・海外輸出管理法制度アジア版」
- 独立行政法人日本貿易振興機構 「国・地域別情報(J-FILE)」  
(<http://www.jetro.go.jp/world/>)
- 韓国 法務部 HP “Korean Laws in English & Chinese”  
(<http://www.moleg.go.kr/english/korLawEng>)
- 韓国 知識経済部発行 「対外貿易法・施行令・管理規程」 2011.6
- 韓国 知識経済部作成  
「電子貿易促進に関する法律・施行令・施行規則・施行規定」 2009
- 韓国 知識経済部 HP (<http://www.mke.go.kr/language/jap/index.jsp>)
- 韓国 関税庁 HP (<http://japanese.customs.go.kr/>)
- 韓国Web六法 (<http://www.geocities.co.jp/WallStreet/9133/target.html>)
- KTNET 社 HP (<http://homepage.ktnet.co.kr/servlet/ktnet?pgmid=engmain>)
- KTNET 社 パンフレット「KTNET & Paperless Trade」
- KL-Net 社 HP (<http://www.klnet.co.kr/>)
- 崔達龍国際特許法律事務所 HP 「法令関連資料」  
(<http://www.choipat.com/menu30.php>)
- Japan. Internet. Com. 「貿易自動化法を電子貿易促進法（仮称）に全面改正」  
(<http://japan.internet.com/public/materials/20041102/1.html>)
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター「平成22年度安全保障輸出管理調査報告書  
制度・手続編」  
日本サムスン（株）「韓国の輸出管理制度について」  
([http://www.cistec.or.jp/service/iinkaidayori/houkokusho2010/data\\_seido/sogo1-1-1.pdf](http://www.cistec.or.jp/service/iinkaidayori/houkokusho2010/data_seido/sogo1-1-1.pdf))
- uTradeHub  
([http://www.utradehub.or.kr/porgw/japanese/html/jap\\_about\\_01.html](http://www.utradehub.or.kr/porgw/japanese/html/jap_about_01.html))
- 「United Nations E-Government Survey 2010」  
([http://www.unpan.org/egovkb/global\\_reports/08report.htm](http://www.unpan.org/egovkb/global_reports/08report.htm))
- KTNET 社 「KTNET利用者マニュアル（韓国飼料協会一業者）」